

令和 2 年度

那覇市の男女共同参画事業概要

那 覇 市

平和交流・男女参画課

令和 3 年 9 月

なは男女共同参画都市宣言

私たちは、性別、世代、地域を越え、互いに協働し、一人ひとりがいきいきと豊かに暮らせる市民社会の実現をめざし、ここに那覇市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

- 1 私たちは、性別にとらわれず一人ひとりが自立し、個性と能力が響きあうまちをめざします。
- 1 私たちは、男女がともに仕事、家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちをめざします。
- 1 私たちは、政治的、経済的、社会的、文化的なあらゆる分野に男女がともに等しく参画できるまちをめざします。
- 1 私たちは、互いの性を尊重しあい、対等なパートナーとして認めあい、協働できるまちをめざします。
- 1 私たちは、地球環境を守り、世界へ平和を発信し、交流の輪を広げるまちをめざします。

1998年9月28日 那 覇 市

「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言 (レインボーなは宣言)

人がどのような性を生きるか、また、誰を愛し・愛さないかは、すべての人が幸福に生きるために生まれながらにして持っている権利、すなわち人権であり、誰もがその多様な生き方を尊重されなければなりません。

那覇市は、市民と協働し、性自認及び性的指向など、性に関するあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが安心して暮らせる都市をめざして、ここに『性の多様性を尊重する都市・なは』を宣言します。

平成 27 年 7 月 19 日
那 覇 市

目 次

1	男女共同参画行政の概要	1
(1)	沿革	
(2)	令和2年度男女共同参画事業行政組織表	
2	那覇市男女共同参画推進体制図	6
3	施策の体系	7
4	令和2(2020)年度決算	8
5	令和2(2020)年度事業概要	8
(1)	男女共同参画計画の推進に関すること	
(2)	女性センター管理運営事業	
ア	施設の概要	12
イ	なは女性センターの利用状況	12
	・部屋別利用状況	
	・なは女性センター利用団体一覧	13
ウ	なは女性センター蔵書利用状況	14
エ	相談業務	15
	・問題別相談受付状況、内訳、グラフ	
オ	なは女性センター講座一覧	18
	・各講座の内容や受講者アンケートなど	
6	令和3(2021)年度予算	29
7	令和3(2021)年度事業概要	29
8	令和3(2021)年度年間行事予定	30
9	那覇市の審議会等委員への女性登用状況	31
10	那覇市における主査級以上の女性職員	32

11 条例・規則・規程等

○那覇市男女共同参画推進条例	4 1
○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱	4 3
○那覇市男女共同参画会議規則	4 6
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程	4 7
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱	4 9
○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱第 6 条に係る運用方針	5 0
○なは市民協働プラザ条例	5 3
○なは女性センター規則	5 6
○ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援のための 庁内ネットワーク会議要領	5 9
○那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱	6 0
○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱	6 2
○男女共同参画社会基本法	6 4

1 男女共同参画行政の概要

(1) 沿革

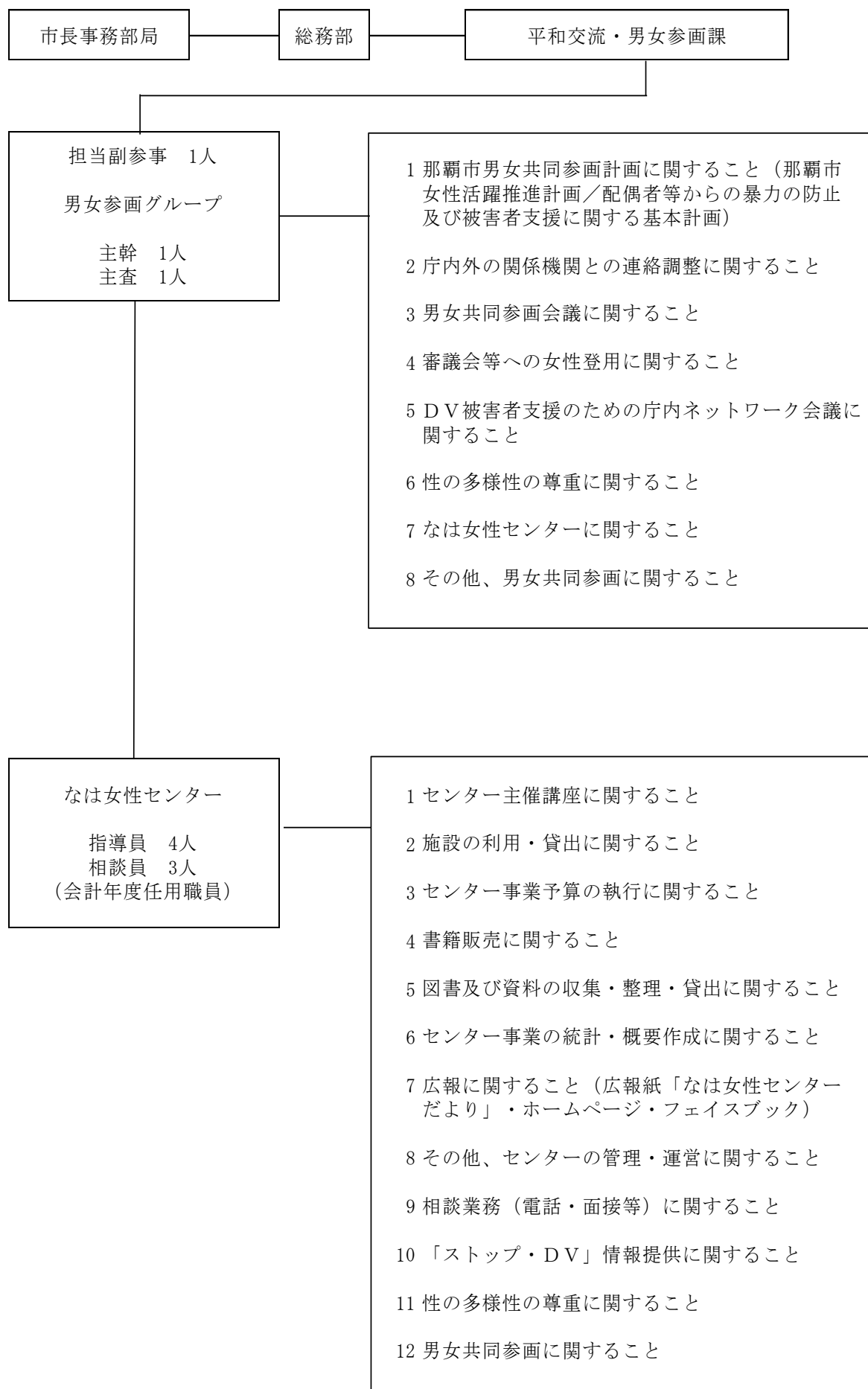
那覇市の歩み	国内外の動き
1976・経済部労働福祉課に勤労婦人担当主査を配置 12/2 ・「働く婦人の家」建設へ取り組む 1981・「那覇市働く婦人の家」開設（久茂地公民館との複合施設） 1/17 1985・那覇市婦人問題行政連絡協議会設置 6/1 ・那覇市婦人問題会議設置 10/30 1987・那覇市婦人問題会議 「21世紀に向けての那覇市における女性行動計画の策定」を答申 3/31 ・「那覇市女性行動計画」策定 3/31 1988・経済部女性室設置（室長、主査、主事の計3人） 4/1 ・那覇市女性行動計画関連の用語 「婦人」を「女性」に改称 7月 1989・女性室を経済部から総務部へ機構改革 4/1 ・第6回「日本女性会議」 - 開催テーマ「女性が創造する平和」 1990・「なは女性史」編さん事業開始 4/1 1991・主事を主査へ変更（室長、主査2の計3人） 4/1 ・市民女性学講座 '91 開催 1992・市民女性学講座 '92 開催 1993・市民女性学講座 '93 開催 1994・主査増員（室長、主査3の計4人） 4/1 ・市民女性学講座 '94 開催 1996・「なは女性センター」とまりん5階に開設 10/1（働く婦人の家閉館）、非常勤職員配置（指導員4、相談員2、女性史編さん員1の計7人） 4/1 1998・那覇市女性問題会議 「第2次那覇市女性行動計画」策定に向け提言 3/4 ・組織改編（室長、主査2、主事の計4人） 4/1 ・第2次那覇市女性行動計画（なは男女平等推進プラン）策定 9/20 ・なは男女共同参画都市宣言 9/28 ・なは女性史（近代編）「なは・女のあしあと」発刊 9/28 1999・「なは女性センター」とまりん5階から4階へ 12/25 2000・組織改編（室長、主査3の計4人） 4/1 2001・総務部女性室から総務部男女共同参画室へ改称 ・組織改編（室長、主査2の計3人） - センター非常勤職員7人（指導員4、相談員3） 4/1 ・「なは女性センター」壺川ビル2階へ移転 8/18 ・なは女性史（前近代・戦後編）「なは・女のあしあと」発刊 3/30 ・なは女性史編さん事業終了 3/31	1975・国連国際婦人年 ・第1回世界女性会議（メキシコシティ） 1976・「国連婦人の10年」 ～1985 1979・女子差別撤廃条約採択（34回国連総会） 1980・第2回世界女性会議（コペンハーゲン） 1985・第3回世界女性会議（ナイロビ） ・ナイロビ将来戦略採択 ・女子差別撤廃条約批准 1986・男女雇用機会均等法施行 1993・パートタイム労働法施行 ・育児休業法施行 1994・男女共同参画推進本部設置 1995・第4回世界女性会議開催（北京） 1997・育児休業法改正（介護休業が法制化） ・男女雇用機会均等法改正 ・介護保険法制定 1999・男女共同参画社会基本法施行 2000・男女共同参画基本計画策定 ・介護保険制度開始 2001・DV防止法施行

那 覇 市 の 歩 み	国 内 外 の 動 き
2002・「那覇市女性行政推進委員会」を「那覇市男女共同参画行政推進委員会」に改称 4/1 ・「那覇市女性問題会議」を「那覇市男女共同参画会議」に改称 7/1 ・「女性行動計画」を「男女共同参画計画」に改称 7/1 2003・第2次那覇市男女共同参画計画「なは男女平等推進プラン」改訂版発行 3月 ・「なは女性センター」新都心銘苅庁舎1階に移転 5/25 ・那覇市男女共同参画会議へ那覇市男女共同参画推進条例（骨子）諮問 10/23 2004・那覇市男女共同参画会議から那覇市男女共同参画推進条例（骨子）答申 3/29 2005・那覇市男女共同参画推進条例議会可決 3/23 ・那覇市男女共同参画推進条例施行 4/1 ・組織改編（室長、主査の計2人）4/1 2006・組織改編により市民平和交流室と統合 総務部市長公室平和交流・男女参画室を設置（室長、平和交流担当3、男女参画担当主幹、担当主査の計6人） 男女参画グループ（主幹、主査）は本庁へ異動 4/1 ・なは女性センター10周年記念講演会（講師：広岡守穂）をパレット市民劇場にて開催 9/29 2007・組織改編（室長、副参事、主任主事の計3人） 4/1 センター非常勤職員8人（指導員5、相談員3） ・「第3次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」策定に向けての提言 8/16 2008・組織改編により那覇軍港総合対策室と統合 センター非常勤職員7人（指導員4、相談員3） ・男女参画グループ（副参事、主任主事）が本庁から女性センターへ移動 ・男女平等週間企画講演会「お父さんだって子育てしたい!! ～こうしてパパは、育休を取った～」 （講師：山田正人）を開催（内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業） ・『これからの私の「働き方」「暮らし方」を考える講座』 （講師：竹信三恵子）を開催（内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業） 2009・「第3次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」を策定 3月 ・組織改編（副参事、主査の計2人） ・那覇市DV被害者等生活支援給付金給付事業を実施 6/1 ・本庁舎建替えに伴う仮庁舎への移転 9/24（平和交流・男女参画室は、銘苅庁舎2階へ 9/5） ・平成21年度地域人権啓発活動活性化事業 人権啓発講演会「性差を超えて未来をつくる～今こそ女性の出番～」（講師：堤未果）をパレット市民劇場にて開催 3/11	2003・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化社会対策基本法施行 2004・DV防止法改正 ・育児・介護休業法改正 2005・男女共同参画基本計画（第2次）策定 2006・男女雇用機会均等法改正（間接差別禁止、男性へのセクハラ禁止）〈07年施行〉 2007・パートタイム労働法改正 ・DV防止法改正法公布 ・仕事と生活の調和(WLB)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針策定 2008・DV防止法改正法施行

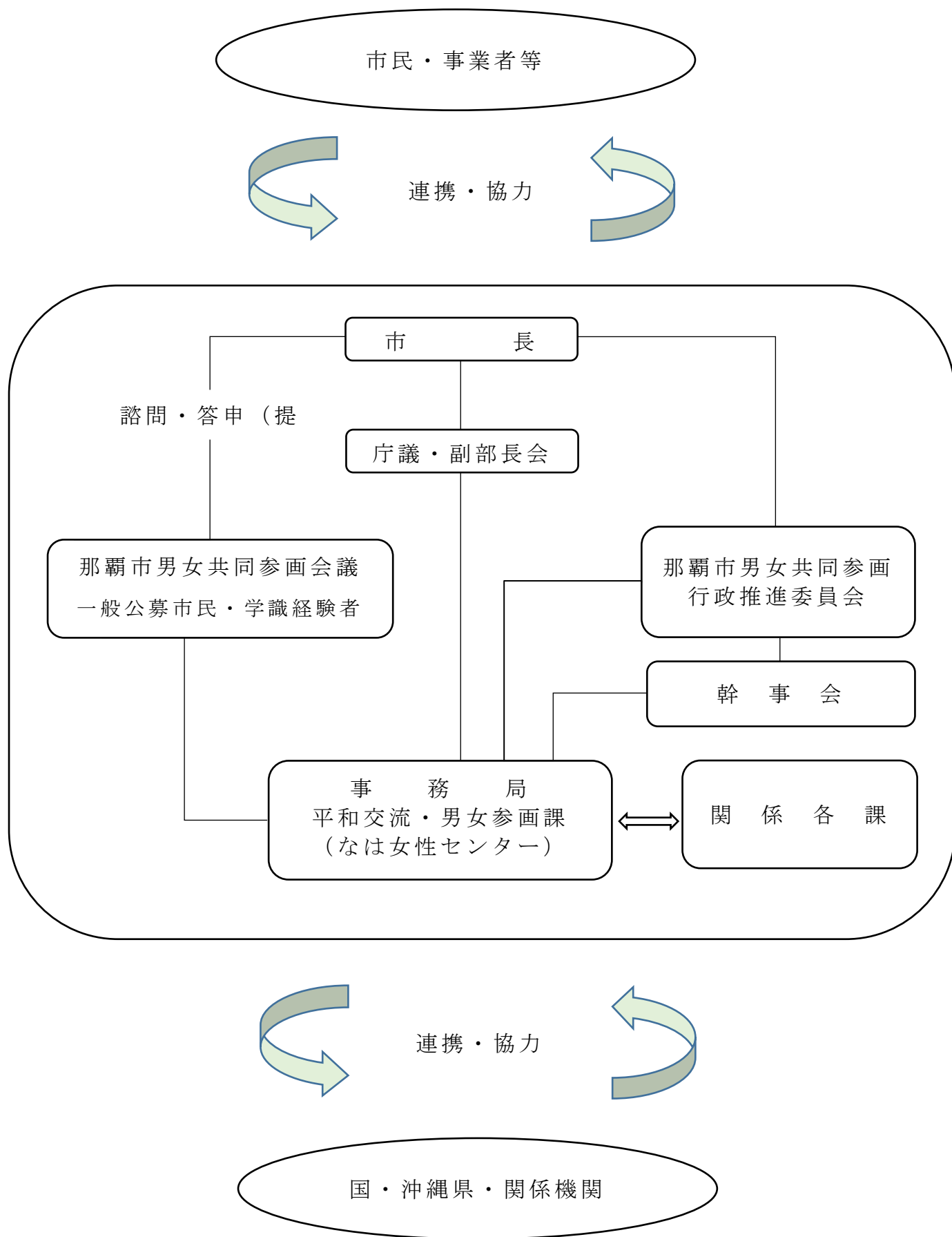
那 覇 市 の 歩 み	国 内 外 の 動 き
2010・組織改編（主幹、主査の計2人） ・「自治体職員のための男女共同参画」～ワーク・ライフ・バランスと男女の働き方～』（講師：権丈英子）を開催（内閣府のWLB推進アドバイザー派遣事業） 2011・組織名称変更 平和交流・男女参画(室)から(課)に変更 ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業の実施（市立中学校10校） 2012・住民生活に光をそそぐ交付金による意識啓発事業の実施 演劇集団FEC芸人あぎじゃび商店による公演会「DVはいらない！！」をパレット市民劇場にて開催 1/28 2013・那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画を策定 3月 ・地域自殺対策緊急強化基金による庁内研修を実施 ・プライド・イベント「ピンクドット沖縄」をてんぶず館前広場にて開催（共催事業） 7/14 2014・「もっと知りたい！女^{わたし}のからだ in 沖縄～上手に女^{わたし}のからだとつきあうために～」を、県立博物館・美術館講堂にてウィメンズセンター大阪と共同開催（協賛：大塚製薬株式会社） 2/8 ・新都心銘苅庁舎が平成27年4月1日に「なは市民協働プラザ」へリニューアルされるのに伴い、条例や規則の一部改正 ・なは市民協働プラザ条例公布 9/30 ・なは女性センター規則公布 9/30 2015・なは市民協働プラザ開館 4/1 ・「もっと知りたい！女^{わたし}のからだ in 沖縄～自分のからだとココロを大切にするために～」を、那覇市職員厚生会厚生会館にてウィメンズセンター大阪と共同開催（協賛：大塚製薬株式会社） 5/30 ・「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーなは宣言）を発表 7/19 ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業を那覇市立の全中学校（17校）での実施を開始 2016・琉球大学大学院法務研究科と性の多様性の尊重についての連携・協力に関する協定を締結 4/14 ・那覇市パートナーシップ登録スタート 7/8 ・なは女性センター20周年記念シンポジウム「レインボーなは～性の多様性を尊重するまちづくり～」を沖縄県立博物館・美術館（講堂）にて開催 11/12 ○基調講演（講師：サブリナ・シズエ・マッケナ） ○パネリスト：遠藤まめた、砂川秀樹、高倉直久、城間幹子 ○コーディネーター：矢野恵美 ・市営住宅入居時の親族要件にパートナーシップ登録者も追加 12月 2017・「第4次那覇市男女共同参画計画への提言」 諮問 11/30 ・那覇市教育委員会が学校におけるLGBTへの配慮に関する指針を策定 12月	2010・第3次男女共同参画基本計画策定 2013・ストーカー規制法の一部改正（電子メールの送信行為の規制等） 2014・DV防止法の一部改正（法の適用対象の拡大：生活の本拠を共にする交際相手を含む） ・男女雇用機会均等法施行規則の一部改正（「間接差別禁止」の対象範囲の拡大） 2015・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 2017・刑法の一部を改正する法律が成立（強姦の親告罪とする規定の削除、強姦の対象の改め等）

2017・那覇市男女共同参画研修参加費補助金事業開始 2018・市立の全小中学校（53校）で「男女混合名簿」を導入 2019・組織改編（担当副参事、主幹、主査の計3人）4月 ・学校におけるLGBT等への配慮に関する指針改正4月 ・「第4次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」策定12月 2020・新型コロナウイルス感染症対策のため、担当副参事が健康部との兼任になり、事業の中止や一部停止 ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言を受け、当センター臨時休館（4/7～6/15） ・特別定額給付金の申請サポート会場として当センター学習室を貸出（5/25～6/12） ・緊急事態宣言を受けて当センターの学習室の利用制限（8/3～9/8） ・緊急事態宣言を受けて当センター閉館（2021年1/21～2/26）	2018・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行 2019・女性活躍推進法の一部を改正する法律成立 ・児童虐待防止法、児童福祉法改正 ・沖縄弁護士会による全国初のレインボー宣言 ・「性暴力被害者ワンス支援センター」が年中無休（24時間体制）での対応に変更8/20 2020・第64回国連婦人の地位委員会「北京25」開催（ニューヨーク） ・男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインの策定 ・性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定 ・男女共同参画基本計画（第5次）策定
--	---

(2) 令和2年度男女共同参画事業行政組織表

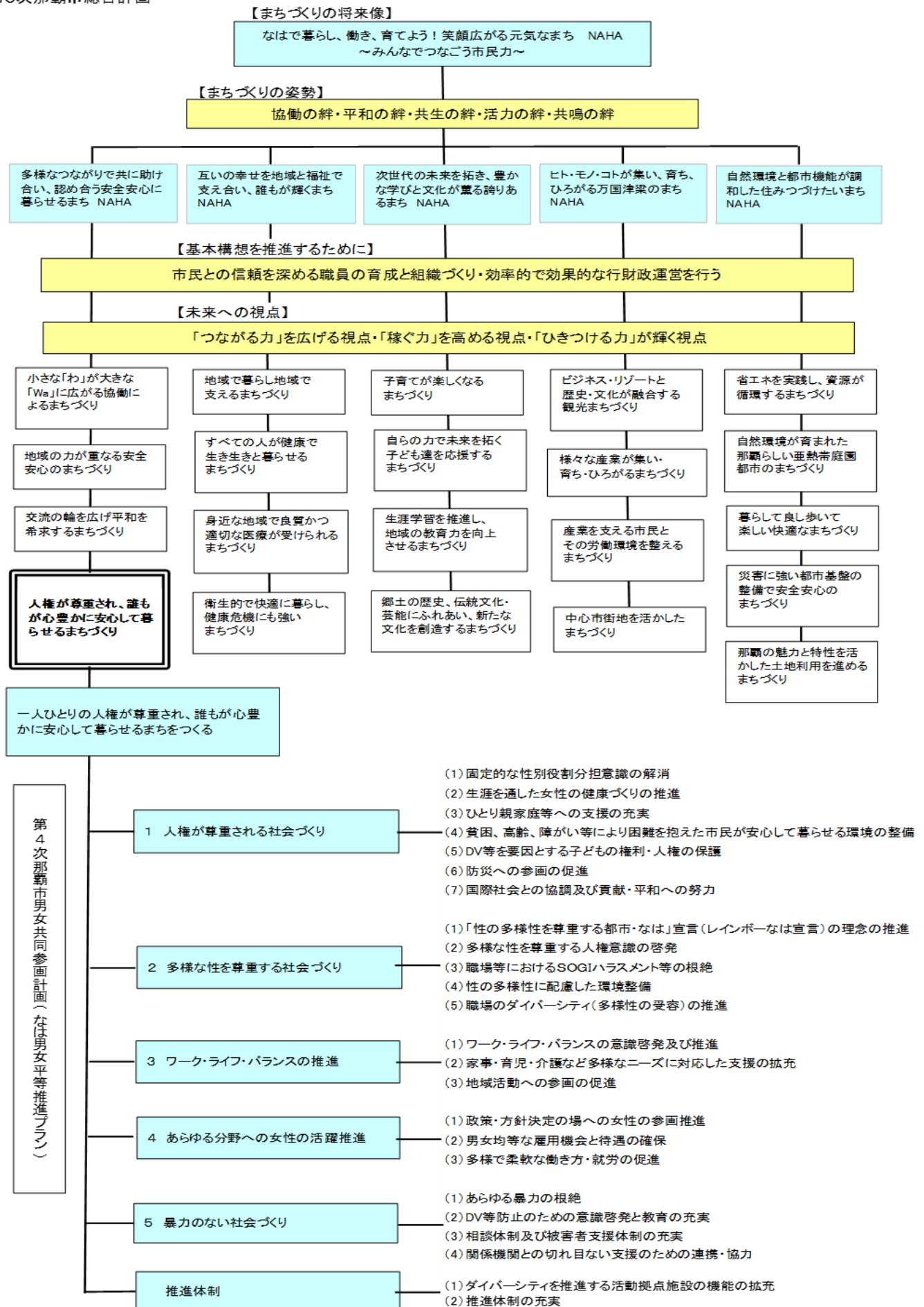


2 那覇市男女共同参画 推進体制図



3 施策の体系

第5次那覇市総合計画



4 令和 2（2020）年度決算

（単位：千円）

事業名	決算	備考
男女共同参画計画推進事業	0	那覇市男女共同参画会議委員報酬 費用弁償
女性センター管理運営	18,120	会計年度任用職員報酬 報償費（講師・保育・弁護士等謝礼） 消耗品費（図書購入等） 複写機賃借料・保守料
「思春期の心と体」のための 意識啓発事業	588	業務委託料
男女共同参画研修参加費 補助事業	0	補助金
合計	18,708	

5 令和 2（2020）年度事業概要

（1） 男女共同参画計画の推進に関すること

ア 男女共同参画会議の開催

市長の附属機関である那覇市男女共同参画会議は、男女共同参画計画の推進や男女共同参画社会の形成の促進のための諸施策について調査審議します。

令和 2 年度は、5 月以降、新型コロナウイルス感染症対策のため、男女共同参画担当副参事が健康部との兼任になり、統括責任者が不在となったことを受け、第 4 次那覇市男女共同参画計画に係る各課の事業・施策の進捗確認・評価業務は休止し、那覇市男女共同参画会議の開催を見送りました。

イ 「那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」の推進

平成 25 年 3 月に策定した本計画は、DV 被害者等の安全と安心に配慮し、総合的な DV 対策を積極的に推進することを目的として策定されました。令和元年 12 月に「第 2 次那覇市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を「第 4 次那覇市男女共同参画計画（なは男女平等推進プラン）」の基本目標 5「暴力のない社会づくり」として策定しました。あらゆる暴力や差別、ハラスメント等の人権侵害について、市民一人ひとりが正しく理解し、誰もが「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならない」ために、互いの人権を尊重し、相互に支え合う社会の構築に向け、各所管課において具体的施策を実施していきます。

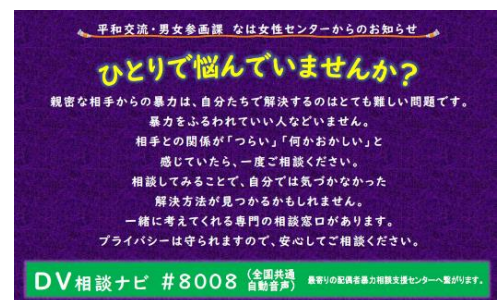
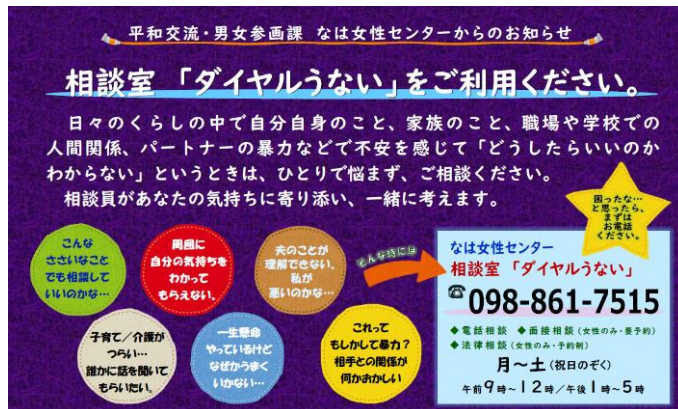
令和 2 年度は相談室ダイヤルうないにて「ストップ・DV」情報提供の他、なは女性センターだより 10 月号・11 月号で DV に対する広報や情報提供を行いました。

「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～11/25）の期間中には、「性的合意」をテーマに、なは女性センターでパネル展示（11/12～12/10）を実施しました。

また、同運動の関連企画として、主催講座「女性のための法律講座～DVと離婚～」(講師：野崎聖子)を開催しました。



那覇市役所本庁舎1階の総合案内版の行政情報モニターにて、相談室「ダイヤルうない」のDV相談を中心に女性相談等の取り組みについて広く周知しました。



「思春期の心と体」のための意識啓発事業は、市内の公立中学17校のうち、中学1年生(13校)と中学2年生(1校)を対象に、思春期における人間関係、いじめ、デートDV等の予防・解決のヒントを提供し、将来のDV防止に繋げる取り組みとして実施しました。参加者：計2,565人(生徒2,435人、教職員130人、保護者・その他0人)。

ウ 令和2年度男女共同参画週間(内閣府主唱6月23日～29日)の実施

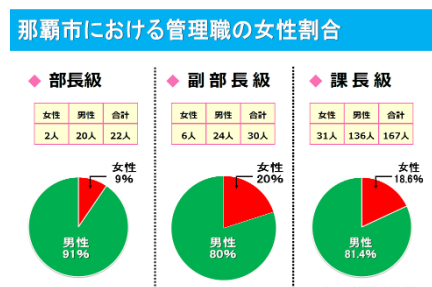
男女共同参画社会基本法の公布・施行日(平成11年6月23日)を踏まえ、毎年「男女共同参画週間」の期間中は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める取り組みを行っています。

令和2年度のキャッチフレーズは、「**そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ**」「**ワクワク・ライフ・バランス**」の2つが選ばれました。

期間中は「データで見る那覇市の男女共同参画」をテーマにパネル展をなは女性センターにて行いました。

加えて、「なは女性センターだより」では、9回にわたり、「第4次那覇市男女共同参画計画(なは男女平等推進プラン)」を特集し、同計画の内容を詳しく市民へ伝える取り組みを行いました。







オ 性の多様性の尊重に関すること

平成 27 年 7 月 19 日に「性の多様性を尊重する都市・なは」（レインボーなは宣言）を発表し、この宣言の理念に基づき、平成 28 年 7 月 8 日から「那覇市パートナーシップ登録」をスタートしました。戸籍上の性別が同じである 2 人の申請に基づき、市長が両者をパートナーシップ関係にあると認めた場合に、その関係について登録簿へ登録し、証明書を交付しています。

令和 2 年度の「那覇市パートナーシップ登録」の登録は 4 組、削除は 0 組でした。

那覇市パートナーシップ登録状況						
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合計
登録	15 組	4 組	10 組	4 組	4 組	37 組
削除	0 組	0 組	1 組	2 組	0 組	3 組

※令和 2 年度末 登録組数 34 組

カ 情報紙の発行

「なは女性センターだより」を毎月 15 日に発行（年 12 回） 4,300 部×12 回 庁内各課、公民館、図書館、児童館、公立こども園・私立こども園・私立認可保育園・公私連携こども園・小中学校、民生委員、市内銀行本店窓口などへ配布しています。2021 年 3 月号は発行から 300 号を数え、記念としてフルカラーで発行しました。



(2) 女性センター管理運営事業

ア 施設の概要

○設置目的：女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。（なは市民協働プラザ条例（平成26年条例第40号）第36条より）

○所在地：那覇市銘苅2丁目3番1号（なは市民協働プラザ1F）

○建物の概要：構造 鉄筋コンクリート造 面積 359.1㎡（108.6坪）

○開設：平成8（1996）年10月1日

○開館時間：月～金曜日 午前9時～午後9時／土曜日 午前9時～午後5時

○休館日：日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）

イ なは女性センターの利用状況（令和2年度）

部屋別利用状況

月	開館日数	第1学習室			第2学習室			和室		交流室・資料室 の利用者数	来室者	相 談 室			合計 (人数)
		件数	利用者数	稼働率	件数	利用者数	稼働率	(子ども室)				(件数)			
								件数	利用者数			電話	面接	法律相談 (弁護士)	
4	5	2	12	14.3%	8	46	57.1%	0	0	16	14	258	9	—	355
5	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	2	3	163	9	1	178
6	11	7	24	22.6%	21	131	67.7%	0	0	10	31	178	13	2	389
7	25	10	35	14.1%	53	319	74.6%	0	0	22	14	198	21	4	613
8	2	0	0	0.0%	2	9	40.0%	0	0	8	13	152	6	1	189
9	17	7	31	14.6%	30	155	62.5%	0	0	16	29	153	15	0	399
10	27	15	55	19.7%	54	328	71.1%	0	0	40	18	205	13	3	662
11	23	11	39	16.9%	50	320	76.9%	0	0	34	17	119	9	2	540
12	24	9	34	13.2%	44	308	64.7%	0	0	24	13	139	14	—	532
1	23	8	23	12.3%	51	266	78.5%	0	0	28	13	131	11	3	475
2	22	8	20	12.9%	44	283	71.0%	0	0	10	13	138	13	1	478
3	26	7	18	9.5%	55	391	74.3%	0	0	26	15	176	15	4	645
計	205	84	291	14.5%	412	2,556	71.2%	0	0	236	193	2,010	148	21	5,455

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学習室の利用制限あり（4/7～6/15、8/3～9/8）

※ 学習室の利用者数＝講座受講者＋サークル利用者

※ 交流室・資料室の利用者数には図書貸出利用者を含む

※ 月別稼働率＝月の利用件数÷{(平日開館日数×時間単元数)+(土曜日開館日数×時間単元数)}×100

※ 年間稼働率＝年間利用件数÷{(平日年間開館日数×時間単元数)+(土曜日間開館日数×時間単元数)}×100

※ 時間単元数に入る数字は、平日は朝・昼・晩と貸し出しているのが3、土曜日は朝・昼の貸し出しなので2となる。

なは女性センター利用団体一覧

令和3年3月31日現在

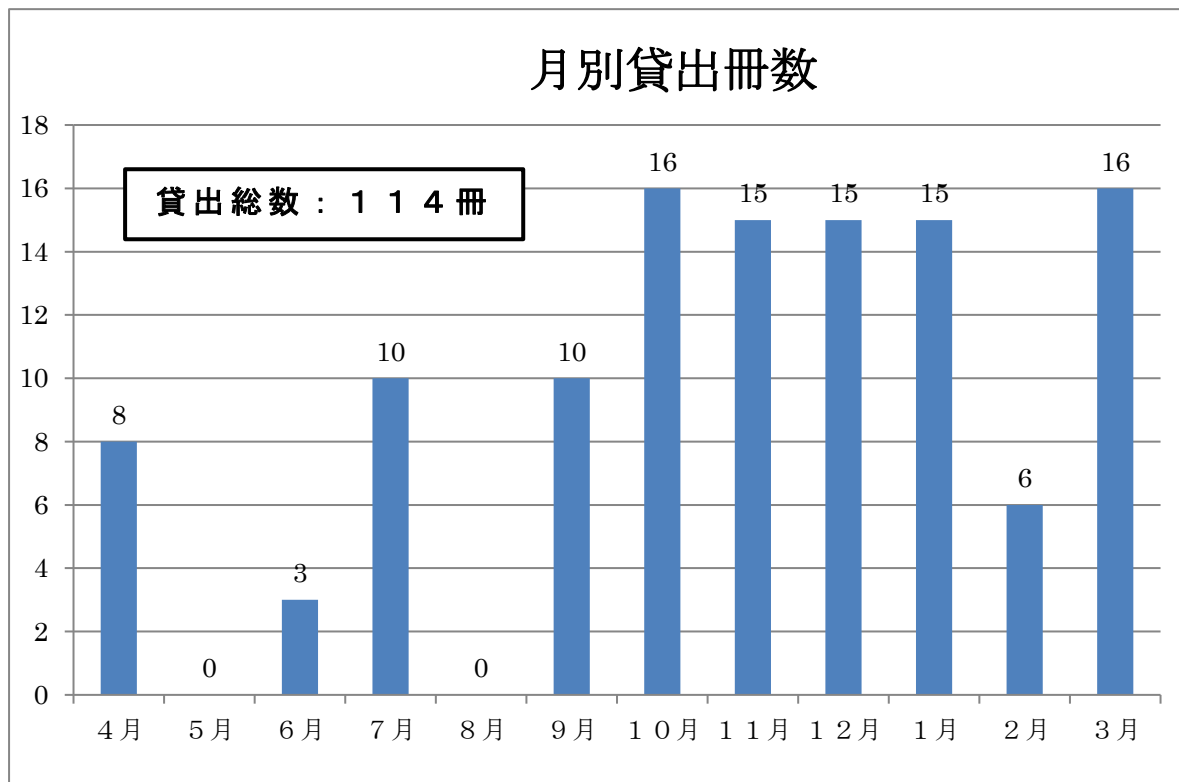
No.	名 称	カテゴリー	活 動 内 容
1	若布（わかめ）	手作り	工芸品の木目込みと押絵の作り方をお伝えしています。干支節句人形や縁起物等を制作し、手作りをしながら楽しく親睦を深めています。
2	手編みサークル	手作り	主にかぎ針で、コースター、ペットボトルカバーなどの小物や、カーディガン、セーター（夏・冬）など、自分の好きな物を編んでいます。編み物を通して親睦をはかっています。
3	リラックス・ハッピーヨガ	ヨーガ	ヨガのポーズと呼吸法を取り入れています。ヨガをすることで健康を維持して、心と身体を整えていきます。普段のストレスや疲れをやわらげて元気に活力ある日常をすごせるように活動しています。
4	ヨガ ファシル	ヨーガ	ゆったりとリラックスしながら、全身の関節を動かしバランスを整えていきます、健康増進をめざし活動しています。
5	リフレッシュヨガ	ヨーガ	呼吸に合わせて身体を動かしてほぐしていきます。体のバランスを整えることにより、体幹も安定しリラックス効果を高めていきます。子育て中のお母さん達がヨガを通して自分の身体と向き合い、リフレッシュし、交流を深め、子育ての情報交換もしています。
6	混元太極拳	運動	太極拳を通して自然治癒力を高め、健康な体と心づくりをしています。健康な体になることで、いろいろな活動に積極的に参加できるようになればと思います。
7	ひまわりの会	運動	健康増進を目的として、気功を取り入れながら、身体を整え、美しく正しい姿勢を目指し、ストレッチ体操、気功、リズム体操を行なっています。
8	おもろまち太極拳クラブ	運動	気持ちのよい汗を流すことで、からだに心に良い効果を期待でき、適正な身体づくりを実践するため、型、ストレッチをしています。太極拳学習を通して、会員の親睦をはかる。
9	でいご民謡サークル	民舞	健康作り、踊りの輪、人との和を地域に広げること。みんなで笑顔で楽しく踊ることや人との交流を大切にして、地域の活動にも参加しています。
10	光葉同窓会 （チャイムサークル）	音楽	同窓生の輪を広げ親睦のために活動しています。トーンチャイム（ハンドベルの一種）を使って、音楽を通して友好を深めます。
11	ポコの会	音楽	「音楽を友に、豊かな人生を」を合言葉に、仲間と共に楽しく大正琴の練習をしています。老人ホーム、デイケアなどの訪問演奏、那覇市文化協会演奏会などに出演もしています。
12	NPO法人 おきなわCAPセンター	学習会	子どもが本来持っている力を引き出し、自尊感情を育て、人権を侵害するあらゆる暴力を防止するためのCAPの理念や知識、技術を子どもやおとなに伝え、暴力のない平和な社会の実現をめざし活動しています。主な活動として、ワークショップの提供、講演会、学習会、研修会、養成講座の開催や企画・運営・会報の発行などです。
13	さんぽの会	学習会	子どもの「非行」で悩む親、家族が悩みやお互いの経験もとに話し合い、支え合う会として設立。毎月第4土曜日を悩みを話し合う月例会。月1回会報発行し、年2～3回の学習会、講演会を開催。
14	手話サークル てのひらの会	学習会	ろう者、難聴者、聴者が集い、手話を学ぶ。交流を通して互いの文化を知り、理解するとともに、情報交換を行う。
15	いるまんちゃー	学習会	ろうLGBTQ当事者と手話で交流会、情報交換などを深める。今後は手話教室や相談室を催す予定。
16	那覇市女性ネットワーク会議 ～あけもどろ女性の会～	学習会	男女共同参画社会の実現を目指し、女性が真に輝く社会を築くための活動。国内外の男女共同参画研修参加者の報告会。県のSDGs担当講師を招き、勉強会を開催する。会員同士の親睦を図るため交流会の開催など。
17	日本語サークル どうしぐあー	学習会	日本語学習を希望する外国人市民、日本人市民が集い、学びを通して交流を深める。地域に必要な 顔の見える関係性の構築、つながる活動を行う。多文化共生の意識や関係性をつくっていく活動をしています。
18	ACAなは女性ミーティング	学習会	自分がACC（アダルトチャイルド）だと（かもしれない）と感じられている女性のわちあいの場です。「言いつばなし、聞かづばなし」を通して、より良い生き方を回復するために、定期的にミーティングを開いています。
19	ハーモニー英会話サークル	語学	外国人講師を招き、会員相互の英語力の向上を図るとともに、女性に関する諸問題にも目を向けて考え、英語表現を広げていく。各人が活動日に英語でトピックを発表し合って、英語表現の向上に努めています。
20	I B L （International Business Language）	語学	英文雑誌TIMEのサイト・トランスレーションと記事に関する英語音声を使い通訳訓練をしています。インターネットを活用しながら世界とつながり、ビジネス、ボランティアの両面での活躍する機会を増やすために勉強会を行っています。
21	E for I （English for Interpretation）	語学	英字雑誌のサイト・トランスレーションやニュースの聞き取りとリスニング。県内の会議やイベントなど通訳や翻訳が必要とされる場において貢献できる女性通訳者、翻訳者の養成を目的に、通訳技能を通じた英語力向上のための学習会です。
22	中国語 話そう会	語学	中国語を基礎から学び、中国文化に触れ交流を図ります。テキストを中心に学習し、初心者には簡単なあいさつや自己紹介、初級者には文法を中心に作文など。時には中国語で伝達ゲームをしたり、趣向をこらし和気あいあいと楽しみながら学習しています。

ウ なは女性センター蔵書利用状況（令和2年度）

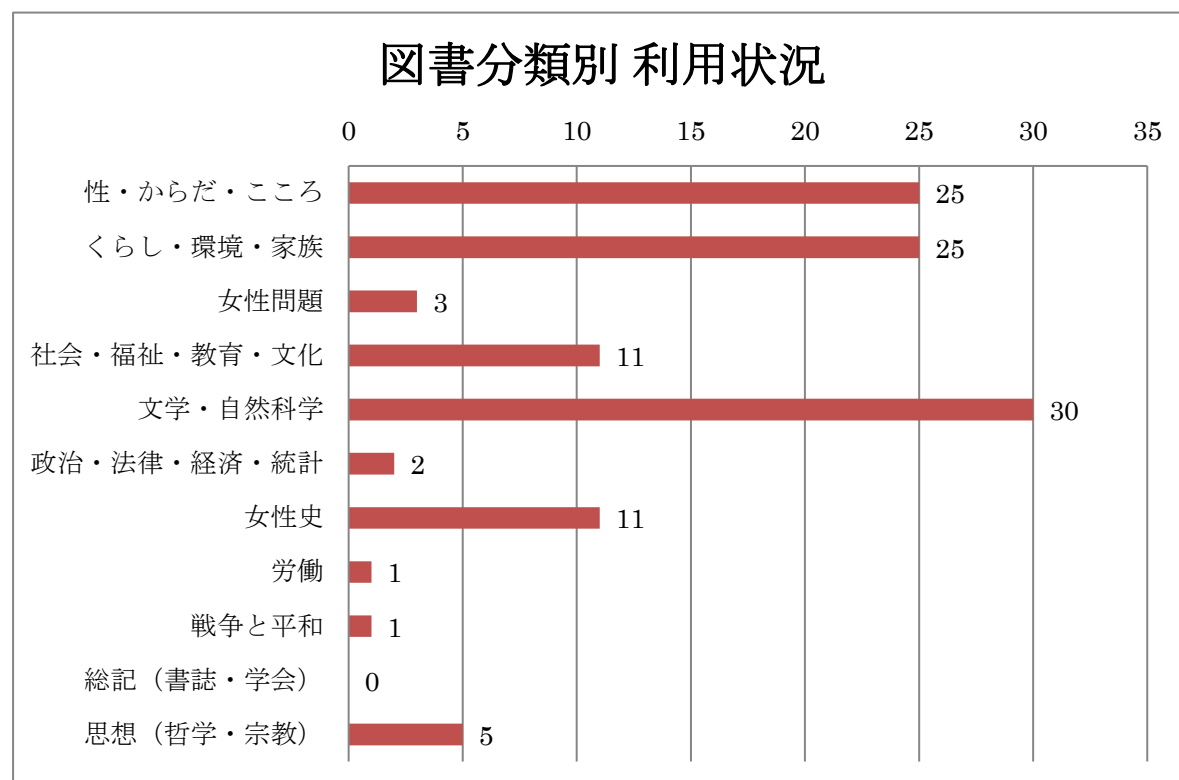
図書・情報コーナーでは、図書の貸し出しや各種資料の閲覧ができます。図書の貸し出しは、一度に2冊まで、期間は2週間で、資料については閲覧のみです。

また、男女共同参画啓発DVD等については、交流室または学習室で視聴できます（貸出は市内在住・在勤・在学の方対象）。

（単位：冊）



（単位：冊）



エ 相談業務

女性が自分の意思で人生を選択することを支援するために、生きがい、家庭の問題など、女性の抱えるさまざまな相談に応じ、情報提供し、サポートします。電話相談、面接相談のほか、弁護士による法律相談も行っています。

性の多様性に関する相談も行っており、専門の窓口ではありませんが、相談者が「自分らしい生き方」を自らの意思で選択できるよう一緒に考えます。

- 電話・面接相談 → 月～土 午前9時～午後5時（正午～1時を除く）
- 弁護士による法律相談 → 年10回（4月、12月を除く）
- 「ストップ・DV」情報提供 → 希望があれば随時

《 問題別相談受付状況 》

2020年4月～2021年3月（単位：件）

内容		1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計	受付件数					暴力 件数 合計	
		人生	家族	夫婦・ 離婚	人間 関係	健康・ 性	職業	金銭	暮らし	その他		電話相談		面接相談				
												初	再	初	再	同行		
性別	女	148	160	324	584	286	10	37	132	415	2,096	2,158	170	1,840	42	77	29	269
	男	1	8	5	2	1	1	0	0	44	62		2,010	148			内DV 件数	
合計		149	168	329	586	287	11	37	132	459	2,158		2,158					189
												時間帯	9時～12時		13時～17時			
受信対応件数		2,010	応答器対応件数		9,121	全着信件数		11,131	946		1,212							

《 相談内容別支援状況 》

※1件の相談で、複数内訳あり

		件数	DV被害者支援		他暴力被害者支援		多様な性の相談支援	
①	緊急一時避難	2	1		1		0	
②	警察（安全確保）	8	3		5		0	
③	法律	41	36		5		0	
④	住宅問題	33	31		2		0	
⑤	生活困窮	19	16		3		0	
⑥	仕事、再就職	2	2		0		0	
⑦	子どもの問題	18	11		5		2	
⑧	心身面への対処	323	191		68		64	
⑨	加害者に関しての問題	1	1		0		0	
⑩	住基ロック支援	2	2		0		0	
⑪	その他	73	51		15		7	
合 計		522	345		104		73	
紹 介 先	①裁判所	0	⑤ているる	1	⑨医療機関	3	⑬ハイサイ市民課	2
	②警察	2	⑥保健所等	3	⑩社会福祉協議会	0	⑭市民生活相談室 （消費者相談）	5
	③女性相談所	4	⑦県民生活センター	0	⑪福祉相談室	1	⑮市民生活相談室 （市民生活相談）	1
	④児童相談所	0	⑧法律機関	7	⑫こどもみらい部	0	⑯那覇市 就職・生活支援 パーソナルサポートセンター	4

紹介先⑩その他（23）の内訳

特別定額給付金コールセンター/浦添市コロナ感染緊急経済対策室/那覇市特別定額給付金室（福祉政策課）/グッジョブセンター沖縄/グッジョブセンター沖縄中部サテライト/なはし創業・就職サポートセンター/那覇市公証人センター/相談支援事業所さぽーとせんたーi/那覇市精神保健福祉相談室/那覇市地域包括支援センター/那覇市母子生活支援センターさくら/那覇市子育て世代包括支援センター（ら・ら・らステーション）/豊見城市女性相談/うるま市女性相談室/愛知県女性相談センター/沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター/沖縄県子ども若者みらい相談プラザsora/那覇市教育相談課/宜野湾市教育委員会

同行先：

那覇市役所【保護管理課・特別定額給付金室（福祉政策課）・市民生活安全課・ちゃーがんじゅう課・障がい福祉課・市民税課・ハイサイ市民課・国民健康保険課（国保、後期高齢者医療）】/沖縄県PS/ウィメンズクリニック/法テラス/家庭裁判所/弁護士事務所/那覇市年金事務所/那覇市子育て世代包括支援センター（ら・ら・らステーション）

☆問題別相談受付件数内訳

2020年4月～2021年3月

区分	問題別 相談件数	内 訳								
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
1	人生 149	性別役割 6	性格 53	宗教 1	生き方 116	不安 69	老後 8	0	その他 79	LGBT 4
2	家族 168	不満・不和・心配 51	扶養・介護 0	親子 126	嫁、姑、舅 31	子ども 33	トートナー 継承問題 2	暴力 虐待 29	その他 90	LGBT 13
3	夫婦・離婚 (内縁、元 夫婦含む) 329	不満 (性格) 91	不貞・浮気 34	性生活 3	ギャンブル アルコール 依存症 11	生活力 24	離婚条件 慰謝料・親権 家裁同行 123	暴力(DV) 187	その他 252	LGBT 0
4	人間関係 586	職場・施設 170	近所 57	友人 知人 107	親戚 兄弟姉妹 316	恋愛 46	SNS 14	恋人(DV) 2 暴力 12	その他 239	LGBT 39
5	健康・性 287	妊娠・不妊 中絶 0 若年妊娠 出産・中絶 15	婦人科病 更年期 7	性の不安 や悩み 9	依存症 嗜癖 3	抑うつ 不安定 162 自殺願望 未遂 18	医療不信 7	性暴力 近親姦 39	その他 188	LGBT 性の不安 7
6	職業 11	男女差別 0	求職 7	パート 派遣 2	解雇 2	資格 技術 1	保育所 0	ハラスメント (セクハラ・他) 0	その他 0	LGBT 1
7	金銭 37	借金 11	貸金 0	クレジット カード 9	サラ金 1	自己破産 調停 8	消費生活 1	0	その他 30	LGBT 治療費 0
8	暮らし 132	生活環境 住居 72	生活保護 福祉 61	冠婚葬祭 1	財産相続 3	情報提供 3	法律 22	0	その他 60	LGBT 住まい 0
9	その他 459	行政への 不満 16	問い合わせ 242	報告 お礼 39	国際結婚 0	その他の 機関 166	0	暴力 0	その他 9	LGBT 4
計	2,158	※ 1件の相談で、複数内訳あり				★ 暴力相談 269件		うち新規暴力相談 64人	LGBT相談 合計(件)	68

☆DV相談内訳

年代 暴力 内訳	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	不明	合計
相談件数	0	3	6	24	68	6	37	0	45	189
身体的暴力	0	0	0	3	50	1	16	0	14	84
性的暴力	0	0	1	2	3	0	0	0	4	10
心理的暴力	0	3	5	24	68	6	37	0	43	186
経済的暴力	0	2	3	16	54	0	2	0	8	85

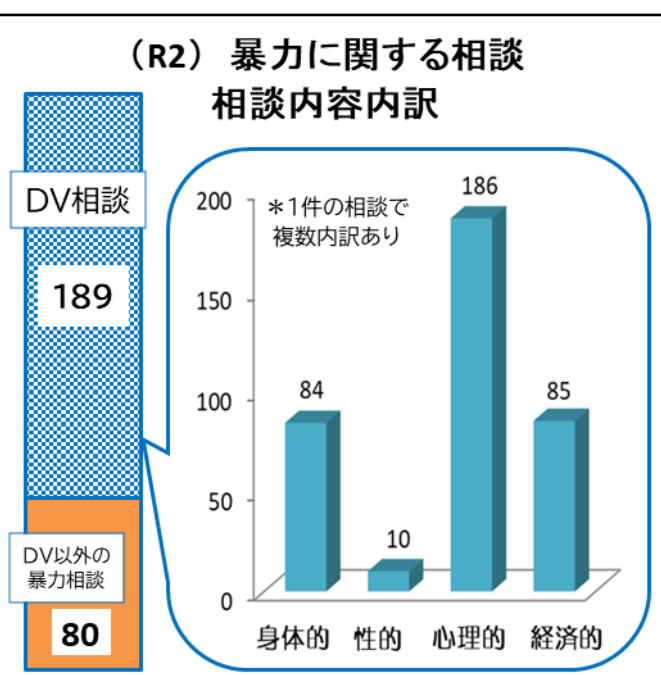
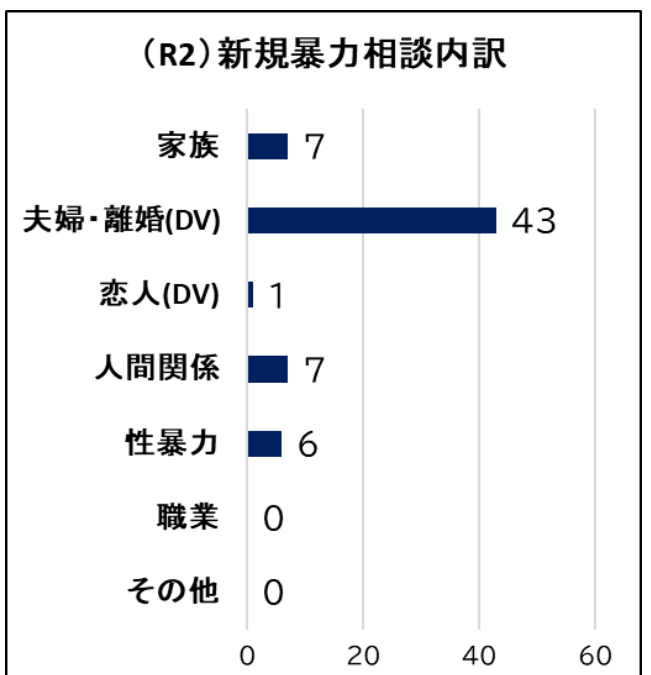
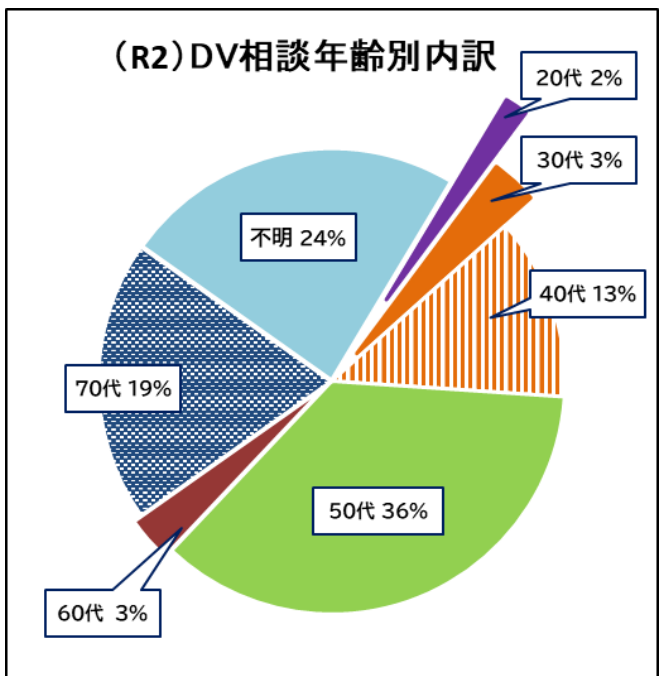
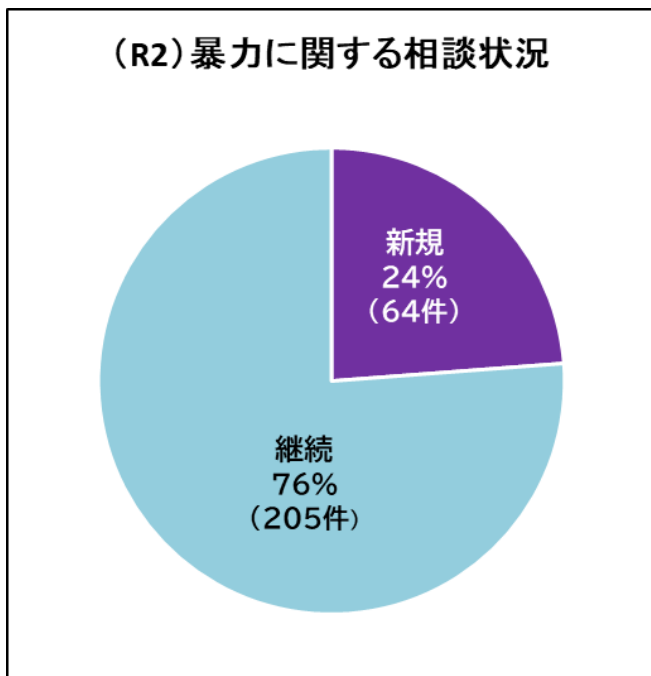
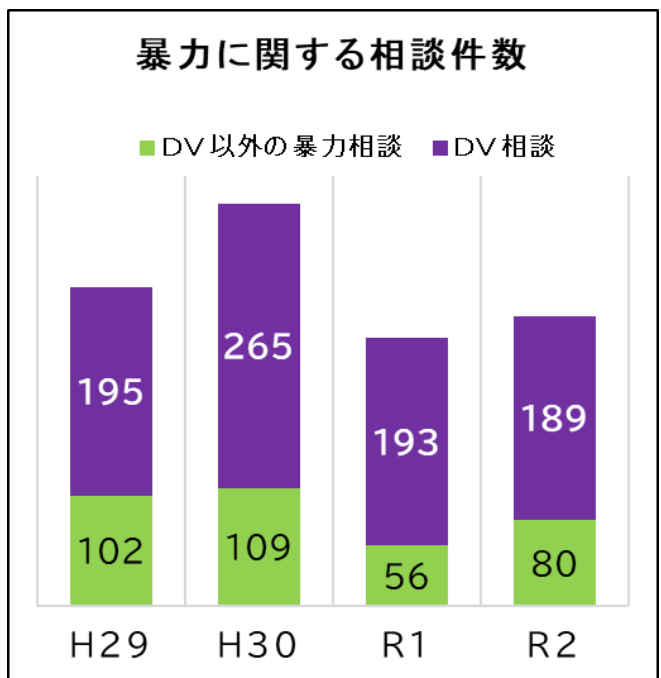
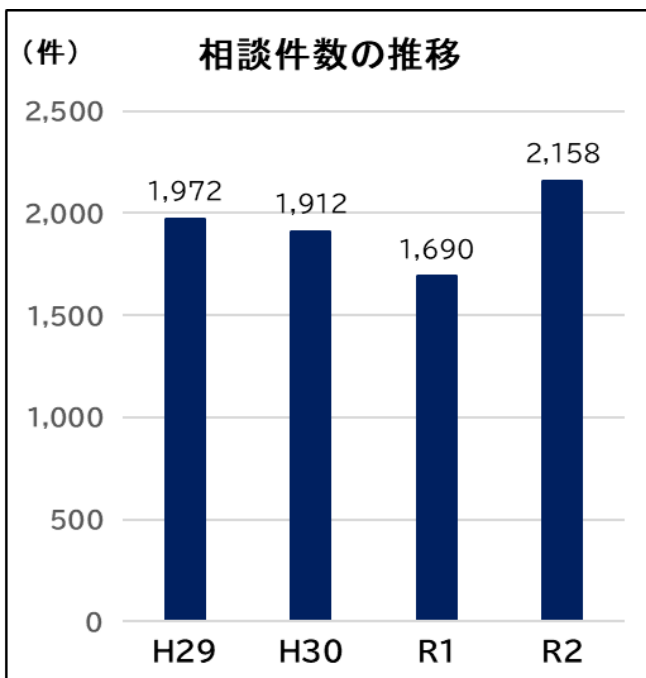
※ 1件の相談で、複数内訳あり

内訳	家 族	7 人
	夫婦(DV)	43 人
	恋人(DV)	1 人
	人間関係	7 人
	健康・性	6 人
	職 業	0 人
	その他	0 人

☆法律相談件数 21 件 (年 10回 実施)

☆法律相談内訳

相談区分	家族	夫婦・離婚	人間関係	性暴力	職業	金銭	暮らし	その他
相談件数	0	17	0	1	0	1	2	0



オ なは女性センター講座一覧（令和２年度）

（単位：人）

	講 座 名	講 師	開催日	参加 人数	保 育	手話 通訳
1	ジェンダースタディーズ第1回 虫の目、鳥の目で見える「女性差別」 ～ジェンダー平等を考える～	玉城 福子	2020 年 10 月 31 日	12	＊ 休 止	0
2	ジェンダースタディーズ第2回 「女らしさ」「男らしさ」と性の多様性 ～誰もが尊重される社会のレシピ～	玉城 福子	11 月 28 日	11		0
3	女性のための法律講座 ～DV と離婚～	野崎 聖子	12月9日	17		0
4	災害に備える、安全安心とは ～女性、子ども、さまざまな視点からの防災～	稲垣 暁	12 月 12 日	17		0
5	STOP!介護離職 ～介護に備えて～	新本 当彦	12月19日	12		0
6	産婦人科医が見た 沖縄の「若年妊娠」	三浦 耕子	2021 年 3月6日	17		0
7	再就職・離職・転職を考えている方へ ～コロナ禍での働き方について～	高良 恵利子	3月9日	16		0
8	女性のうつを理解する	竹下小夜子	3月24日	39		0
	「沖縄戦」を生きぬいた人びと	吉川麻衣子	新型コロナウイルス感染拡大の為中止			
				141		

＊新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために、一時保育は当面の間、休止。

[illegible]

人間は社会的な生き物であり、周囲との関わりの中で、自分の役割や適切だとみなされる振る舞いを学びます。無意識に学ぶそうした役割や振る舞いの中には、「女らしさ」や「男らしさ」が強く影響しています。

しかし、それが意識されることは稀で「当たり前」とか「常識」として捉えられていることがほとんどです。

「女らしさ」「男らしさ」に注目して社会を眺めて見ると、身近な関係性はもちろんのこと、国の制度や社会構造を含め、新たな発見があるでしょう。

本講座では、ジェンダー（社会的、文化的に作られた性差）について学び、ジェンダーの視点で日常生活の中に潜んでいる性差別や偏見について考える機会となりました。

- 開催日 : 令和2年 10 月 31 日(土) 午後 2 時～4 時
- 講 師 : 玉城 福子 (社会学者／大学非常勤講師)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 12 人
- 一時保育数 : 休止
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・フラワーデモや、伊藤詩織さんによる訴訟問題など、ここ数年で女性を巡る問題が噴出してきましたので、更にその問題点を明確化したいと考え受講しました。(20代)
- ・大学のジェンダー論や近年の出版物等で女性差別について学んでいます。女性差別について歴史から考えることができて良かったです。(20代)
- ・女性に生まれて諦めたことは、バックパックで色々な国を旅行することです。性犯罪に巻き込まれることを考えると、行動に移せませんでした(30代)
- ・講師の玉城さんが、笑顔で堂々と、しかもナチュラルにカミングアウトする姿をカッコイイと感じました。そして、講義内容も興味深く、おもしろく拝聴しました。(60代)

●講座担当から●

分かっているようで、つかみ切れていない課題の一つである「ジェンダーって何？」について様々な角度からお話いただきました。「男性だから、こうあるべきではないか？」とか、「女性のくせに」などの偏見、男女で異なる扱いを受けてしまう「賃金格差や昇進」など、「女だから…」「男だから…」と自分自身を納得させて、諦めたことについて受講者と共に考えました。

女性の地位を「経済・教育・政治・健康」の4つで分析し、ランキング化した「ジェンダー・ギャップ指数」のクイズでは、153 か国中、日本は 121 位（2020 年）です。それは、経済分野が 115 位で、政治分野が 144 位と低いことが要因です。「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の取り組みが必要です。

「男女格差」は、社会のしくみや、無意識のうちに「刷り込まれた」モノの見方や捉え方の歪みや偏りから生まれてくる社会全体の課題であり、女性だけでは解決できません。

誰もが当事者だという意識を持って「ジェンダー平等」な社会をめざす取り組みが必要だと考える時間となりました。

なは女性センター講座2023

日時：11月28日(土) 午後2時～4時

と性の多様性
～誰もが尊重される社会のレシピ～

講師：玉城 福子
（社会学者／大学非常勤講師）

「女らしさ」「男らしさ」が大切だと言われるようになった一方で、「女らしさ」「男らしさ」という言葉で決めつけられ、あるいは偏見の人を排除したりということがある中で悩んでいます。「女らしさ」「男らしさ」という概念は、本来は誰でも自由に表現できるものであり、偏見を減らすことに繋がっています。

「女らしさ」「男らしさ」は、セクシュアリティとも深い関わりがあります。

自分が認識する性別「性自認」(Gender Identity)や、恋愛や性的欲求の対象となる性「性的指向」(Sexual Orientation)は様々で、誰に対しても恋愛感情や性的欲求を抱かない人もおり、「性のあり方は多様」です。

本講座では、無意識に内面化している「女らしさ」や「男らしさ」を客観視するための基礎知識を学び、一人ひとりの「生と性」が大切にされる社会のあり方について講師と共に考える機会となります。

新卒20才未満入居者大募集
● 新卒20才未満入居者大募集の申し込みは、お申し込みの要です。お申し込みの要です。お申し込みの要です。

新卒20才未満入居者大募集
● 新卒20才未満入居者大募集の申し込みは、お申し込みの要です。お申し込みの要です。お申し込みの要です。

「自分らしさ」が大切だと言われるようになった一方で、「女らしさ」「男らしさ」という社会からのプレッシャーは強く、「女らしさ」「男らしさ」という枠組みは、私たちの多様な可能性を狭くし、尊厳を傷つけることに繋がっています。

「女らしさ」「男らしさ」は、セクシュアリティとも深い関わりがあります。自分が認識する性別「性自認」(Gender Identity)や、恋愛や性的欲求の対象となる性「性的指向」(Sexual Orientation)は様々で、誰に対しても恋愛感情や性的欲求を抱かない人もおり、「性のあり方は多様」です。

本講座では、無意識に内面化している「女らしさ」や「男らしさ」を客観視するための基礎知識を学び、一人ひとりの「生と性」が大切にされる社会のあり方について講師と共に考える機会となりました。

■開催日：令和2年11月28日(土) 午後2時～4時

■講師：玉城 福子（社会学者／大学非常勤講師）

■対象者：関心のある方

■参加人数：11人

■一時保育数：休止

■手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・前回のテーマを受講したので、今回も性の多様性について学びたくて参加しました。今日も面白く、新しい情報を得ることができてうれしく思いました。(30代)
- ・セクシュアルマイノリティの友人在りて、以前から性の多様性についての関心がありました。少しでも理解したくて受講しました。(40代)
- ・何か新しく学びが得られるかと思いついて受講しました。(40代)
- ・LGBTQ、シスジェンダー等、セクシュアリティに関係なく、一度きりの人生ですから全ての方がより良い人生を送れる社会にしていきたいです！(50代)
- ・近代化と性規範については、なるほどなあ～と思いました。今の性規範が普遍的でも絶対でもない！というのが印象に残りました。(50代)

●講座担当から●

LGBTQ など性的少数者の問題は、学校や職場、地域などにおいて見えなくされています。誰が当事者なのか分からないなかで、何気ない一言が当事者を追い詰め、語れなくしてしまいます。そうしたことを踏まえ、「日常会話で相手が性的マイノリティであっても、そうでなくても通じる言葉を使いましょう。例えば、『彼氏いるの？』ではなく、『恋人／パートナーいるの？』と伝えることは大事ですね。」という講師の言葉に、ハッ！とさせられました。

自分がセクシュアルマイノリティであるということを隠さざるを得ない社会ではなく、声を上げやすく、ジェンダーやセクシュアリティを問わず、平等な社会を少しでも前に進めていかなければならないと思いました。そのためには、「個人的なこと」として放置するのではなく、社会が「人権問題」として認識し、差別や偏見に気づき、行動を変えていく努力が必要です。

多様な生き方が尊重される社会をすすめるために、「私のレシピ」を作っていきます。



女性の3人に1人は配偶者からの暴力を受けたことがあります、女性の7人に1人は配偶者から何度も暴力を受けています。(内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H29))

結婚後、「なにか違う」「選択を間違った」と思った時、考えの支えとなる知識や情報をツールとして持つことは、女性が賢く安全に生きていく助けになります。

離婚は、法律に基づいて行われます。「難しいことはわからない」と放置して困ったことになったり、後悔することがないように、事前に知識を蓄え、情報を集めることは大切です。

今回の講座では、DV(ドメスティック・バイオレンス)に対する理解を深め、離婚に係る手続き等の具体的な手順を知り、離婚後の備えについて学びます。その上で離婚するかどうかを自らが選択する…。その過程を経ることは、実際に離婚する／しないに限らず、その後の生活に影響を及ぼすのではないかと考えます。

知識は力になります。結婚生活で多くの困難に直面している女性たちが、考える手がかりを掴むための法律入門講座です。

- 開催日 : 令和2年 12月 9日(水) 午後 2時～4時
- 講師 : 野崎 聖子 (弁護士／うむやす法律会計事務所)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 17人
- 一時保育数 : 休止
- 手話通訳 : なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・法律の事は、わからない事が多いので、離婚手続きの流れ等、勉強になりました。親権の事と、住宅を連帯債務でローンを組んでいるので、その辺りがもめそうかなと思います。土日や夫の休み等の参加は難しいので、平日の時間で良かったです。(40代)

●講座担当から●

「離婚」についての知識や情報を提供する講座です。今回は、DV(ドメスティック・バイオレンス)に焦点をあてて、「離婚」を考えました。暴力の種類や特徴、背景にあるものなど「DVとは何か」を知ることから始まり、離婚の手続き、財産分与や慰謝料、親権や面会交流、養育費について、最近の裁判所の傾向や事例なども含めてわかりやすくお話いただきました。

DVと離婚の関係では、本人が「自分がされていることはDVなんだ」と気付いた後から、離婚に至るまでの過程を丁寧に説明されました。その過程は、「離婚」へ一直線ではなく、それぞれの段階で迷ったり話し合ったり、戻ったりしながら自分の置かれた環境を少しでも改善していくように努めるものでした。問題に気づいた時、どのような言葉や態度で夫に対峙するか、気を付けるべきことなどを教わりました。個人の状況に応じて、相手の反応によって、対応や選択肢はいくつもあり、その都度、自分にとって何が安全と安心につながるのか考え、探りながら、一つひとつ自分で選択することの大切さを改めて学びました。その大切な選択をする為の力になるのが、知識と情報であると先生は述べられ、「女性の経済的自立がDVから抜け出すカギになります。しかし、DVは人からエネルギーを奪って自立を妨げます。被害が深刻になるほど回復にも時間が必要になります。どのような選択をするとしても、賢く安全に生きるために、相談機関などを利用しながら知識や情報を蓄えましょう」と話されました。

なほ女性センター 講座0050
※ 参加費2,000円（税込）※ 会場は12/12（土）に延期、お申し込みは

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、多様な性を生きる人が、災害時に起こり得るさまざまな犯罪や暴力から身を守る安全対策と、どのような支援・援助が必要なのか、平時からの取り組みについて専門家からお話を伺いました。

また、社会的・文化的に作られた性差（ジェンダー）の枠組みや刷り込みが、災害時にどう影響し、女性や子どもの安全や権利を脅かすのかを知ることも、災害への備えに役立ちます。

そして、「新型コロナウイルス感染症」など、感染症拡大防止も念頭においた避難、避難所での対策、さらには自宅で生活の質を落とさない日常の送り方も参加者とともに考えました。

日時：12月12日（土）午後2時～4時

講師：稲垣 暁（RBCiラジオ「アップ!!」コメンテーター）

対象者：関心のある方／定員：17人（事前申込先着順）

会場：なほ女性センター 2階学習室

※ 参加費は、講師や会場・印刷・食事の費用が別途です。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、変更する場合があります。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

※ 12月4日（金）までにお申し込みください。なお、一時退席の受付はできません。

● 受講者の感想、メッセージなど

- ・災害時の状況というのが、新聞やニュースで見えるものより、深く具体的に学ぶことができました。また、災害弱者にもさまざまな立場の人がいるということや、沖縄ならではの防災の知恵やコロナ下での防災対策、避難所での生活などについても学べて良かった。（20代）
- ・災害時やコロナの状況で、女性に困難な状況があることが改めて知ることができました。新しい情報を確認することができ、勉強させて頂きました。ありがとうございました。（40代）

● 講座担当から ●

講座の冒頭で、災害時に犠牲になりやすいのは、高齢者やシングルマザーが多く、低所得で老朽化した古いアパートや脆弱な住宅に住まざるを得ない状況について、阪神淡路大震災や東日本大震災でも女性が男性より1000人多く犠牲となったと話がありました。

また、避難所では女性が炊き出し、男性が仕事へ行くなど、これまでの慣習や性別役割の押し付けで、女性への負担が偏ってしまうことがあるそうです。日常から性別役割を決めてしまわず、男女共同参画の視点を意識していくことも必要です。

そして、コロナなどが蔓延している状況下では、避難所も感染症予防のため密にならないように設置されるようになり、プライバシーを確保できるようになりますが、受け入れ人数も減り、体調不良者の避難所設営や支援が難しくなるため、新たな困難に向けた課題も多くなっているようです。さらに衛生面では、これまで以上に大量の水が必要になるため、平時からの準備に加え、災害が起こったらすぐに貯水するように話されました。備蓄する食糧も、市販のものに限らず、沖縄の島野菜「フーチバー」「シマナー」「ゴーヤー」などは栄養価がとても高く、県産品の中でも黒砂糖は、災害時に欠乏する、鉄分、カルシウムが多く含まれているため、万能な常備品だそうです。

災害時におけるさまざまな困難を改善するためには、新たな工夫や知恵が必要だと学びました。

05 STOP！介護離職 ～介護に備えて～

**STOP！
介護離職
～介護に備えて～**

介護や看護を理由に離職した経験を持つ方から、「仕事を辞めて、頑張って介護をしていたけど、思うようにいかず、親を怒鳴ってしまい自己嫌悪に陥ってしまった。」「親を看取った後の自分の経済的なことを考えると不安で不眠に悩まされた。」などの話を聞くことがあります。

親も大事ですし、自分自身のために収入を確保することも大切です。仕事と介護の両立においては、悩みや苦しみを独りだけで抱え込まずに周りに頼って相談することです。

介護の相談窓口の一つに地域包括支援センターがあります。

本講座では、介護離職を考える前に、仕事と介護の両立に備えて、正しい知識や情報を、那覇市包括支援センター小禄の新本所長に学びました。

日時：12月19日(土) 午後2時～4時

講師：新本 当彦 (那覇市地域包括支援センター小禄 所長・主任介護支援員)

対象者：関心のある方

参加人数：12名

一時保育数：休止

手話通訳：なし

介護や看護を理由に離職した経験を持つ方から、「仕事を辞めて、頑張って介護をしていたけど、思うようにいかず、親を怒鳴ってしまい自己嫌悪に陥ってしまった。」「親を看取った後の自分の経済的なことを考えると不安で不眠に悩まされた。」などの話を聞くことがあります。

親の介護も大事ですし、自分自身のために収入を確保することも大切です。仕事と介護の両立においては、悩みや苦しみを独りだけで抱え込まずに周りに頼って相談することです。

介護の相談窓口の一つに地域包括支援センターがあります。

本講座では、介護離職を考える前に、仕事と介護の両立に備えて、正しい知識や情報を、那覇市包括支援センター小禄の新本所長に学びました。

- 開催日：令和2年12月19日(土) 午後2時～4時
- 講師：新本 当彦 (那覇市地域包括支援センター小禄所長・主任介護支援員)
- 対象者：関心のある方
- 参加人数：12名
- 一時保育数：休止
- 手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・義父(86歳)の入院時に、私自身が親の介護について何にも準備ができていなかったことを反省し、今回受講することになりました。(40代)
- ・わかりやすい説明で現状や包括センターの仕組み、サービスについてよく理解できました。日頃から相談できる人間関係が大切だなあ～と感じました。(40代)
- ・包括支援センターが増えて、デイケアなどへの通所の車も多く見かけるようになったが、施設の利用方法や、介護サービスを受けるまでの手続きの流れを知りたくて受講。(50代)
- ・介護する側の細やかな心配りがとても参考になりました。包括支援センターの機能は、とてもありがたいです。出来ないことをプラスに変えて、どうしたら出来るかを考えていく、相手を思いやる気持ちを忘れてしまいがちですが、人との関わりについても学べました。講師の新本さんの言葉、一つひとつがとても丁寧で温かく、心に響きました。(50代)

●講座担当から●

高齢者の介護を「社会全体で支える」ことを目的として、「介護保険制度」が2000年に施行され20年が経ちました。介護や看護を理由とした、介護離職の防止が叫ばれて久しいですが、なかなか状況は変わっていません。頑張り過ぎると、介護疲れが蓄積してしまい、心身のバランスを崩しかねません。「共倒れ」になる前に、介護者自身の体調にも気をつけ、「短期入所生活介護」等を活用し、介護によるストレスを上手く解消することも大切です。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援推進員などの専門家が揃っています。介護に関することや、高齢者の健康や福祉、生活に関する相談だけでなく、その家族や近隣に暮らす高齢者に関する相談も受けています。

介護に関する悩みや苦しみを独りだけで抱え込まないで、専門家に相談することが重要だと知りました。

誰もが、いずれ一人でやれることが少なくなり、介護が必要となる場合があるかもしれません。他人事ではなく、自分の問題として考える時間となりました。

なは女性センター講座2020
令和2年度 女性のための心からせなセミナー

産婦人科医が見た
沖縄の若年妊娠

【講師】三浦 耕子（みうら こうこ）
「沖縄県立中部病院 婦人科副院長」
「沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター 副医療統括」

日時：3月6日（土）
午後2時～午後4時

場 所：なは女性センター
対象者：関心のある方／定員：18人（事前申込先着順）

※本講座は座席を定員を超えて、希望者が参加できます。申込締切は3月5日（日）、一時保育は申込者、お申し込み者、参加費無料でご参加いただけます。
※新型コロナウイルス感染症の感染防止により、変更となる場合があります。
詳しくは、なは女性センターへお問い合わせください。
（このイベントはなは女性センターの活動の一環として、関係機関の協力により開催されます。詳しくは、なは女性センターへお問い合わせください。）



「沖縄県の母子保健」によると、平成30年の年間出生数に占める10代の妊産婦の割合は、全国の1.0%に対し沖縄県は2.4%と2倍以上となっています。

10代での妊娠・出産は、母体へのリスクを伴うだけでなく、将来にわたる大きな影響を受けます。

また、母となる本人が、まだ育ちの途中で子を育てる立場となってしまうことにより、生活を営み社会を生き延びるスキルの習得が追い付かず、困難な状況に陥ったり、そこから脱する力を持ちえないままになってしまうことも危惧されます。

10代の妊娠・出産には、周囲や社会のサポートが重要です。今回の講座では、沖縄の若年妊娠・出産の実態を知り、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）について学び、若年妊娠・出産についての理解を深めました。講師に産婦人科医で、『沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター』の副医療統括を務める三浦耕子先生を迎え、若年妊娠とさまざまな社会問題との関連や問題解決への提言などを伺いました。

- 開催日：令和3年3月6日（土）午後2時～4時
- 講師：三浦 耕子（産婦人科医／沖縄県立中部病院）
- 対象者：関心のある方
- 参加人数：17人
- 一時保育数：休止
- 手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・若年の母を“育てる人”ではなく、“育つ人”と捉える、とても大切なことだと感じました。
- ・10代で出産した子たちと関わっていて、子どもの時の体験でトラウマを抱えているなど感じるが多いため、とても勉強になりました。トラウマインフォームドケア参考にしたいです。
- ・自分の視野を広げること、アセスメントの力をみがくことが重要だと感じました。表面的な問題だけでなく、問題の本質を見定める力をつけていきたいと思います。

●講座担当から

最初に「若年とは人にとってどのような時期なのか」を理解する為に、「思春期」について進化人類学や脳科学、生物学の観点から説明され、その「思春期」と言われる時期に妊娠・出産することについて考察されました。そして、沖縄県や中部病院での若年妊娠・出産の統計や事例から読み取れること、産婦人科医としての関わり方などを紹介し、そこから浮かびあがる問題と課題を示し、周囲のおとなや医療機関、学校、行政が若年の妊婦や母親をどのような視点で支えていくか提案されました。

心のバランスを崩しやすく感情の抑制が効きづらい不安定な時期である思春期に妊娠・出産することは、大人の助けが必要な少女が、助けが必要な子どもを育てるという危うい状況であることを理解し、若年妊娠に至った事情や少女たちが置かれている環境をしっかりと見据え、トラウマ（心の傷）を念頭に置いたケアを含めた支援が必要であると話されました。

最後に、日本での避妊方法について具体的に説明され、諸外国に比べて避妊法が少ない現状に疑問を呈し、女性が自らの妊娠・出産を管理するのが困難な状況に置かれていることは「女性差別」であると指摘されました。

なほ女性センター主催講座 受講者募集

新型コロナウイルス感染症拡大で影響を受けた企業、事業所は多く、失業者も増えました。その大半が、パートタイムや非正規で働く労働者です。また、コロナ禍の影響で自宅待機、テレワーク等、働き方の変化に戸惑いを感じる人や、転職や副業、起業、資格取得やスキルアップなど行動を起こす人も増加し、自分のこれまでのキャリアを見つめ直す方も多くいます。

今回の講座では、さまざまな就業形態に変わりつつある社会の中で、パートタイム労働者が自分の雇用はどう保障されているのか、離職や転職をする際に、知っておくと役立つ労働の制度や支援策についてお伝えし、情報を活用する方法を考えます。

日時：3月9日(火) 午後2時～4時
場：なほ女性センター
定員：16名(事前申込先着順)

講師：高良 恵利子
(社会保険労務士/キャリアコンサルタント)

対象者：関心のある方
参加人数：16名

一時保育数：休止
手話通訳：なし

お問い合わせ先：なほ女性センター
TEL: 098-951-3203 FAX: 098-951-3204

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、変更する場合があります。

再就職・離職・転職を
考えている方へ

コロナ禍での働き方について

新型コロナウイルス感染症の拡大で影響を受けた企業、事業所は多く、失業者も増えました。その大半が、パートタイムや非正規で働く労働者です。また、コロナ禍の影響で自宅待機、テレワーク等、働き方の変化に戸惑いを感じる人や、転職や副業、起業、資格取得やスキルアップなど行動を起こす人も増加し、自分のこれまでのキャリアを見つめ直す方も多くいます。

今回の講座では、さまざまな就業形態に変わりつつある社会の中で、パートタイム労働者が自分の雇用はどう保障されているのか、離職や転職をする際に、知っておくと役立つ労働の制度や支援策についてお伝えし、情報を活用する方法を考えます。

- 開催日：令和3年3月9日(火) 午後2時～4時
- 講師：高良 恵利子 (社会保険労務士/キャリアコンサルタント)
- 対象者：関心のある方
- 参加人数：16名
- 一時保育数：休止
- 手話通訳：なし

●受講者の感想、メッセージなど

- ・各機関のHPの入り方の説明がわかりやすかった。情報の取得方法がわかりやすく、情報を相手からもらうには、自分である程度まで調べられる事が重要だと念を押された。体験談がとてもためになりました！(40代)
- ・講座の内容の中に、国、自治体の支援金(給付金)とあり、興味を持ちました。人生100年時代の中で、生き方や就労にも変化や多様性があり、自らも学びたいと思い受講することにしました。(60代)

●講座担当から●

昨年から続く新型コロナウイルス感染症に、普段の生活、職場での就業形態など多くの人が影響を受けました。今回の講座では、離職や転職をする際の基本的な労働の制度や、公的機関の助成金制度や支援について、情報を収集し活用するための方法を学びました。

就職した際に受け取る、「労働条件通知書」に記載されている、給与、労働時間、休憩や休日、解雇や休業手当、年次休暇などの他、社会保険の種類や内容について詳しく説明があり、また、コロナ禍によって仕事を休むことになった場合の「休業支援金・給付金・助成金」や「教育訓練給付金」など雇用保険に加入していた労働者に給付される給付金の種類やその取得の方法について求職者支援訓練などの他、失業保険が受給できない方も受けることができる「求職者支援訓練」についても知ることができました。講座中は参加者同士で話し合うことができないため、労働時間と残業代についてのクイズに○×で答えるという、参加型のワークを行い学んだことを振り返ることができました。

情報の取得方法については、公的機関のHP(ホームページ)へアクセスして実際の画面から、どう進んでいくのかを操作しながら説明されたので、受講者からわかりやすかったと好評でした。

講座の最後に高良さん自身の職歴や経験談が語られ、目標を持っていろんなことに挑戦されたお話は受講者にも刺激になったようで、「目標を持って頑張ります」とのメッセージも寄せられました。

[illegible]

うつ病は、今や誰がかかっても不思議ではない病気です。女性 は 男性の約2倍、うつ病になりやすいと言われています。今回の講座では、精神科医の竹下小夜子先生に「女性のうつ」をテーマに基本的な情報や病気の背景、沖縄の現状についてお話いただきました。また、女性のライフサイクルとうつの関係や、DV や性暴力などの女性に対する暴力が、いかに女性の心身の健康に影響を及ぼしているのかについて考えました。

うつ病は早めに対処すれば治る病気です。知識は力になります。ひとりで苦しんでいる方が治療や支援に繋がり、周囲の理解が深まるための第一歩として、正確な知識と情報を提供しました。

- 開催日 : 令和3年3月24日(水) 午後2時～4時
- 講師 : 竹下 小夜子 (精神科医／さよウィメンズメンタルクリニック院長)
- 対象者 : 関心のある方
- 参加人数 : 39人
- 一時保育数 : 休止
- 手話通訳 : なし

●アンケートより

- ・特に印象に残ったのは「全ての感情は役立つ」ということです。否定的な考えはダメだと思っていたけれど、その感情を認め、どう振舞うかが大切だと知り、良かったです。(50代)
- ・一人で悩むより、他の人に相談したら心も楽になるという事がわかった。(60代)
- ・最後に涙が出て嬉しかった。悲しくても、苦しくても泣けない自分がいます。(60代)

●講座担当から●

女性は男性の2倍、うつ病を発症しているといいます。その現状の背景にあるものを詳らかにしながら、女性のうつ病の特徴、原因、ストレスへの向き合い方、セルフケア、周囲の人々の関わり方について、お話をうかがいました。世界の研究報告や竹下先生の臨床の現場から得た知見、エピソードなどをふんだんに盛り込んだあっという間の2時間でした。

調査によっては、女性の7人に1人がうつ病を発症と言われています。その原因として、①女性ホルモンの増加、②妊娠・出産・更年期などのホルモンの変動、③男女の社会的役割の格差、④虐待や暴力のターゲットになりやすい、⑤男女の社会的格差を挙げ、それぞれについて具体的に説明されました。

加えて、DV や虐待、性暴力など暴力被害の影響がうつ状態を引き起こすこと、暴力が日常生活や人の行動、人間関係へ及ぼす影響なども話されました。

アンケートを拝見すると、それぞれが、自分に必要な知識や言葉を確実に受け止め、持ち帰ってくださったことがわかりました。中でも『死にたい』と打ち明けられた時の無難な対応」と最後の先生からのメッセージが皆さんの心に残ったことが伝わりました。

その最後のメッセージは、「困難にぶつかった時、『なぜそうなったのか』と過去に原因を求め、上手に解釈できる納得のいく物語を語れば語るほど、『自分がこうなってしまうのも当然』の宿命的無力感に縛り付けられてしまいがち。過去は大きな影響を及ぼすが、現在・未来を縛りはしない」という温かい現在へのエンパワメントと未来へのエールでした。

後援事業

	イベント名	主催・後援団体	開催日時・場所
1	ピンクドット沖縄 2020	主催：一般社団法人ピンクドット沖縄 共催：沖縄県、那覇市 他	2020 年 11 月 28 日（土） 午後 3 時～午後 6 時 オンライン配信

レインボー交流会 第 39 回～第 42 回

レインボー交流会は、レインボーなは宣言（＊１）を受けて平成 29 年 9 月に開始しました。「交流の場がほしい」「当事者と知り合いたい」「性の多様性について語り合いたいけど、なかなか普段の友達とは話せなくて」…という市民の声から生まれた、誰でも参加できる交流会です。

交流会は、グランドルールに従って進行し、みんなが安心して語り合える場所づくりに努めています。年齢は不問、那覇市民でなくてもかまいません。レインボーなは宣言の趣旨に賛同いただける方なら、どなたでも参加できます。

平成 29 年 4 月から、運営をこれまでの参加者で結成された市民団体「ていーだあみ」（＊２）（旧「にじいろ オハナ！」）に移行しています。

＊１ レインボーなは宣言とは？

『性の多様性を尊重する都市・なは』宣言の通称です。

那覇市は、平成 27 年 7 月 19 日、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）を含む性の多様性を尊重する宣言を行いました。

＊２ 「ていーだあみ」とは？

セクシュアルマイノリティと社会を取り巻く問題を起点に、人権について考え、語り合い、発信していくグループです。

	開催日	テーマ	参加人数
第 39 回	令和 2 年 7 月 4 日（土） 14:00～16:00	最近の出来事 （自粛中のことなど）	12 人
第 40 回	令和 2 年 9 月 12 日（土） 14:00～16:00	フリーテーマ	9 人
第 41 回	令和 2 年 11 月 14 日（土） 14:00～16:00	フリーテーマ	10 人
第 42 回	令和 3 年 3 月 13 日（土） 14:00～16:00	コロナにかかったらどうする？ LGBTQ+	12 人

＊会場：なは女性センター

＊対象者：関心のある方 定員：各回 30 人

＊主催：市民団体「ていーだあみ」

6 令和3（2021）年度予算

（単位千円）

事業	令和3年度	令和2年度	増減額	備考
男女共同参画計画推進事業	385	304	81	・委員報酬 ・費用弁償
女性センター管理運営	20,001	19,463	538	・会計年度任用職員報酬 ・講師謝礼 ・図書購入費等
「思春期の心と体」のための意識啓発事業	843	715	128	業務委託料
男女共同参画研修参加費補助事業	200	300	△100	補助金
合計	21,429	20,782	647	

7 令和3（2021）年度事業概要

- （1） 那覇市男女共同参画計画（第2次那覇市DV防止基本計画、那覇市女性活躍推進計画）の推進に関すること
 - ・男女共同参画会議の開催及び男女共同参画行政推進委員会の開催
 - ・DV被害者支援のための庁内ネットワーク会議の開催
 - ・男女共同参画研修参加費補助事業
 - ・「思春期の心と体」のための意識啓発事業
- （2） 男女共同参画社会の形成に関すること
 - ・第4次那覇市男女共同参画計画の進捗管理
 - ・令和3年度男女共同参画週間の取組（6月23日～29日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
 - ・第24回那覇市男女平等週間の取組（9月20日～26日）
パネル展、ポスター掲示、チラシ配布
関連主催講座の開催
 - ・性の多様性の尊重に関する取組
- （3） なは女性センターの事業に関すること
 - ・センター講座の開催
 - ・相談業務（電話・面接・法律相談）
 - ・センターの管理・運営
 - ・図書、各種資料等の収集及び提供
 - ・広報事業（センターだより・ホームページ・Facebook など）

8 令和3（2021）年度年間行事予定

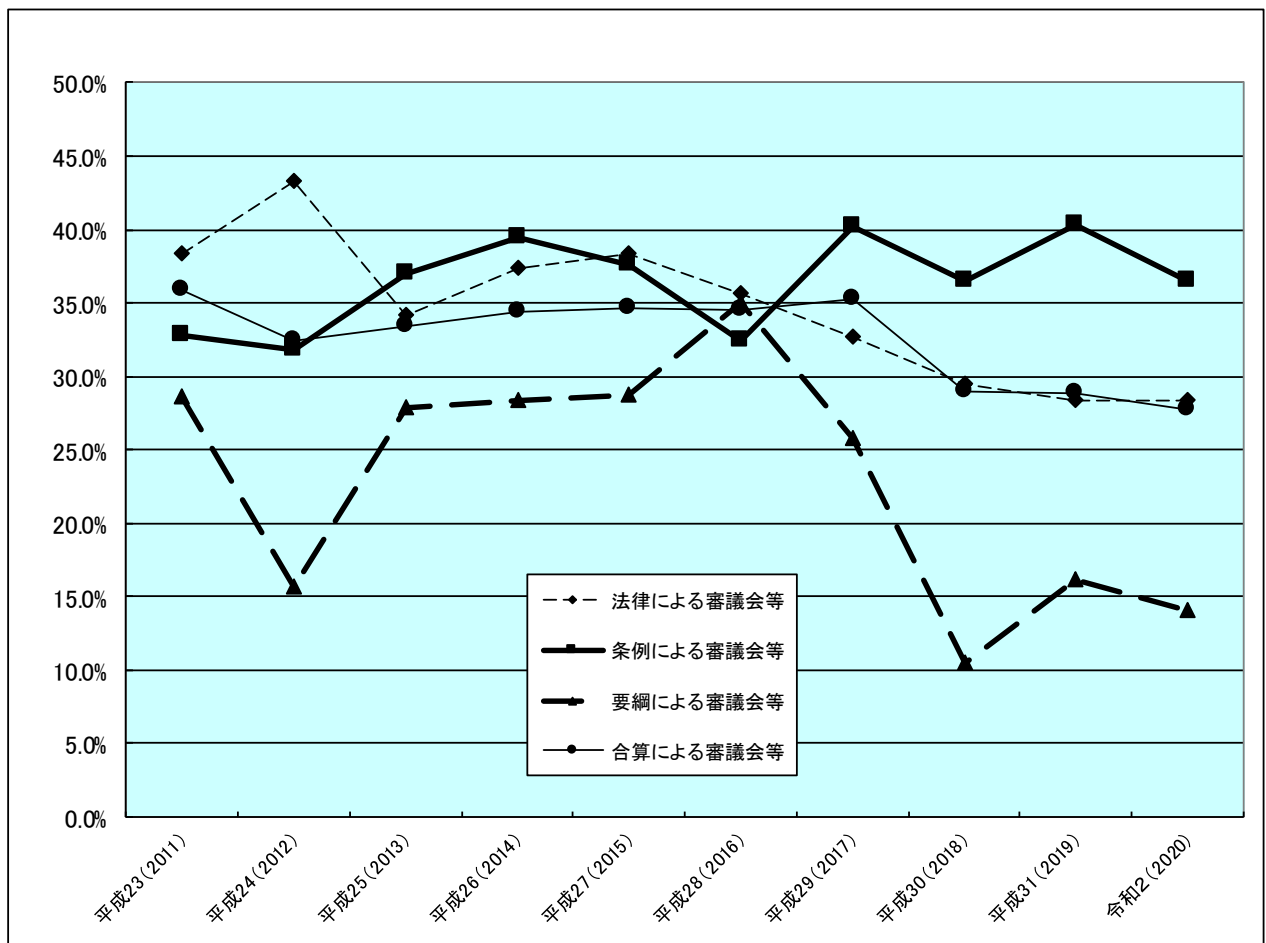
4月	新型コロナウイルス感染症の影響により、①開館時間短縮と②臨時休館の対応 ①4月13日（火）～5月24日（火）、②5月25日（水）～8月22日（日）
5月	※4月23日（金）に予定されていたセンター講座『沖縄戦』を生きぬいた人びと』は、中止となりました。
6月	
	・男女共同参画週間（6月23日～6月29日）
7月	
8月	
9月	・那覇市男女平等週間（9月20日～9月26日）
10月	・なは女性センター開設25周年 ・なは女性センター25周年記念座談会（10月1日予定）
11月	・児童虐待防止月間 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～11月25日）
12月	
1月	
2月	
3月	・女性の健康週間（3月1日～3月8日）

9 那覇市の審議会等委員への女性登用状況

各年度 4月1日現在	法律による審議会等				条例による審議会等				要綱による審議会等				合算による審議会等			
	女	男	合計	女性の比率	女	男	合計	女性の比率	女	男	合計	女性の比率	女	男	合計	女性の比率
平成23(2011)	127	205	332	38.3%	64	131	195	32.8%	8	20	28	28.6%	199	356	555	35.9%
平成24(2012)	149	195	344	43.3%	77	165	242	31.8%	34	182	216	15.7%	260	542	802	32.4%
平成25(2013)	129	248	377	34.2%	80	136	216	37.0%	56	145	201	27.9%	265	529	794	33.4%
平成26(2014)	145	243	388	37.4%	66	101	167	39.5%	91	231	322	28.3%	302	575	877	34.4%
平成27(2015)	146	235	381	38.3%	65	108	173	37.6%	95	236	331	28.7%	306	579	885	34.6%
平成28(2016)	144	260	404	35.6%	88	184	272	32.4%	55	102	157	35.0%	287	546	833	34.5%
平成29(2017)	112	231	343	32.7%	97	144	241	40.2%	8	23	31	25.8%	217	398	615	35.3%
平成30(2018)	135	323	458	29.5%	111	193	304	36.5%	14	119	133	10.5%	260	635	895	29.1%
平成31(2019)	151	383	534	28.3%	83	123	206	40.3%	25	130	155	16.1%	259	636	895	28.9%
令和2(2020)	154	390	544	28.3%	80	139	219	36.5%	24	146	170	14.1%	258	675	933	27.7%

※法律による委員会等とは、地方自治法第180条の5に基づく委員会等(教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価委員会)、及び地方自治法第202条の3に基づく審議会等(防災会議・民生委員推薦会・国民健康保険運営協議会・土地区画整理審議会・建築審査会・介護認定審査会・青少年問題協議会・社会教育委員会・スポーツ振興審議会・図書館協議会・都市計画審議会・地域再生協議会・那覇市立病院評価委員会・土地区画整理事業評価委員会)を指す。

※条例による審議会等とは、那覇市附属機関の設置に関する条例等を指す。



10 那覇市における主査級以上の女性職員

(各年4月1日現在)

		平成27年 (2015)			平成28年 (2016)			平成29年 (2017)			平成30年 (2018)			平成31年 (2019)			令和2年 (2020)		
		総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率
職 員 数		2,387	889	37.2%	2,391	896	37.5%	2,412	906	37.6%	2,427	925	38.1%	2,433	932	38.3%	2,481	957	38.6%
部 長 級		21	1	4.8%	21	1	4.8%	20	1	5.0%	20	1	5.0%	21	2	9.5%	21	2	9.5%
副 部 長 級		40	3	7.5%	36	4	11.1%	34	4	11.8%	35	4	11.4%	31	4	12.9%	30	6	20.0%
課 長 級		154	22	14.3%	162	20	12.3%	157	23	14.6%	160	27	16.9%	166	30	18.1%	167	31	18.6%
管理職合計		215	26	12.1%	219	25	11.4%	211	28	13.3%	215	32	14.9%	218	36	16.5%	218	39	17.9%
主幹級	行 政 職	256	44	17.2%	257	52	20.2%	261	53	20.3%	266	49	18.4%	271	81	29.9%	278	63	22.7%
	保育教諭 (主幹)	7	7	100.0%	7	7	100.0%	6	6	100.0%	15	15	100.0%	26	25	96.2%	25	24	96.0%
	小 計	263	51	19.4%	264	59	22.3%	267	59	22.1%	281	64	22.8%	297	82	27.6%	303	87	28.7%
主査・技査級	行 政 職	450	121	26.9%	457	129	28.2%	448	133	29.7%	468	153	32.7%	475	160	33.7%	469	170	36.2%
	幼稚園教諭 (主任)	33	32	97.0%	32	31	96.9%	29	28	96.6%	16	15	93.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
	保育教諭 (主査)	16	16	100.0%	16	16	100.0%	16	16	100.0%	25	25	100.0%	32	32	100.0%	33	33	100.0%
	保健師 (主査)	16	15	93.8%	15	14	93.3%	16	15	93.8%	16	15	93.8%	14	14	100.0%	14	14	100.0%
	小 計	515	184	35.7%	520	190	36.5%	509	192	37.7%	525	208	39.6%	521	206	39.5%	516	217	42.1%
総 計		993	261	26.3%	1,003	274	27.3%	987	279	28.3%	1,021	304	29.8%	1,036	324	31.3%	1,037	343	33.1%

※小数点2位以下四捨五入

※無給・退職派遣職員を含む

※消防職は上記表の行政職へ算入する

※主幹級及び主査・技査級の行政職は、特に記載のある職種以外の職員数である

※単労職員は除く（単労職：総合現業主幹、環境整備主査、運転主査等）

※那覇市立の幼稚園及び保育所のこども園移行に伴い、保育士及び幼稚園教諭は、保育教諭に職名変更

条例・規則・規程

○那覇市男女共同参画推進条例

平成17年3月30日
那覇市条例第2号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきた。

那覇市においても、男女共同参画計画を策定し、男女共同参画都市とすることを宣言するなど、男女共同参画に関する施策を積極的に推進してきた。

しかしながら、女性に対する暴力などの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習や制度等は依然として根強く存在し、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

那覇市は、人口密度が高く、その狭い市域に中小零細企業が多く、総就業人口に占める女性の就業割合は増加傾向にある。さらに、少子高齢化の進展や高度情報化など、私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化している。

こうした現状を踏まえ、社会経済情勢の急速な変化に対応し、一人一人がいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、男女が、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担う社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち那覇市民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市及び市民等が一体となって、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことを

いう。

- (2) 市民等 市民、事業者（営利、非営利の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び教育者（市内において学校教育又は社会教育に携わる者をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (3) 男女が、慣習や制度等の中で性別によって固定された役割分担にとらわれず、社会における活動に平等にかかわれるようにすること。
- (4) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護等の家庭生活における活動について、家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。
- (6) 国際社会における取組と協調して行うこと。

(市及び市民等の協働)

第4条 男女共同参画の推進は、市及び市民等が協働して行わなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男

女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（教育者の責務）

第8条 教育者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を深く認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱い、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与えること又は相手方の生活環境を害することをいう。）、ドメスティック・バイオレンス（夫婦間、恋人間等親密な関係の男性から女性への身体的、性的、心理的又は経済的な暴力をいう。）その他性別による人権侵害を行ってはならない。

（公衆に表示する情報の配慮）

第10条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは性的な暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は人権を侵害する性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。（基本計画の策定）

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、那覇市男女共同参画会議の意見を聴取しなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（公表）

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に必要な調査研究を行うものとする。

（苦情の申出）

第14条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市長に対して書面により苦情を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があった場合は、必要に応じて那覇市男女共同参画会議の意見を聴き、適切な措置を講じるものとする。

（広報活動等）

第15条 市は、広報活動等を通じて、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する市民等の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（男女平等週間）

第16条 男女共同参画の推進を図るため、男女平等週間を設ける。

2 前項の男女平等週間は、毎年9月20日を含む市長が定める1週間とする。

（審議会等における委員の構成）

第17条 市の審議会等の委員の構成は、男女の委員の数が均衡するように努めなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている第2次那覇市男女共同参画計画又は男女平等推進プラン（平成10年9月20日策定）は、第11条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

○男女共同参画を推進する施策についての苦情の申出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市男女共同参画推進条例（平成17年那覇市条例第2号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づく苦情の申出に必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第14条第1項に規定する書面は、苦情申出書（第1号様式）とする。

(申出の処理)

第3条 条例第14条第1項の苦情の申出をした者に対して、処理の結果について、苦情処理通知書（第2号様式）により通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係） 苦情申出書

年 月 日 那覇市長宛	
申出者住所（団体にあっては、事務所又は事業所の所在地）	
氏名（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
那覇市男女共同参画推進条例第14条第1項により、次のとおり申し出ます。	
申出の趣旨	
申出の内容	

第 2 号様式（第 3 条関係） 苦 情 処 理 通 知 書

年	月	日
様		
那覇市長		
(処理対応の内容)		

○那覇市男女共同参画会議規則

昭和 60 年 10 月 11 日
規則第 32 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和 52 年那覇市条例第 2 号)第 3 条の規定に基づき、那覇市男女共同参画会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(担任职務)

第 2 条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成の促進に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 19 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験者
- (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第 8 条 会議に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会議の議を経て会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 7 月 11 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 11 年 11 月 19 日規則第 51 号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市史編集委員会規則等の規定は、平成 11 年 9 月 3 日(以下「適用日」という。)から適用する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正に係る附属機関の委員に委嘱又は任命されている市議会議員又は市職員については、適用日において当該委員を解かれたものとする。

付 則(平成 14 年 7 月 1 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程

平成 15 年 3 月 31 日

／訓令第 16 号／教育委員会教育長訓令第 4 号／病院管理規程第 32 号／

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について審議することにより、男女共同参画行政を総合的かつ効果的に推進するため、那覇市男女共同参画行政推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策及びその推進に関すること。
- (2) 男女共同参画行政における施策の各部局間の総合調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画行政推進のため必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。

企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市みらい部長 まちなみ共創部長 消防局長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 委員長の命を受けて、委員会に提出する事項又は委員会から求められた事項について調査及び検討するため、委員会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。

人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 ちゃーがんじゅう課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 こども教育保育課 子育て応援課 都市計画課 消防局総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課

4 幹事長は、幹事会を掌理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。
(専門部会)

第 7 条 幹事会は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する幹事は、幹事長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、専門部会の会員の互選によりこれを定める。

4 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取等)

第 8 条 委員長、幹事長又は部会長は、必要があると認めるときは、関係部課の職員に委員会、幹事会又は部会への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行す

る。

付 則(平成 16 年 3 月 29 日／訓令第 3 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 3 号／)

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 12 月 27 日／訓令第 21 号／教委教育長訓令第 13 号／病管規程第 22 号／)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 3 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 19 年 3 月 30 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／病管規程第 2 号／)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 28 日／訓令第 10 号／教委教育長訓令第 3 号／)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項及び第 6 条第 3 項中那覇市立病院に関する改正規定は、地方独立行政法人那覇市立病院の成立の日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 3 月 31 日／訓令第 7 号／教委教育長訓令第 5 号／)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 3 月 29 日／訓令第 6 号／教委教育長訓令第 10 号／)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日／訓令第 5 号／教委教育長訓令第 2 号／)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 30 日／訓令第 2 号／教委教育長訓令第 1 号／)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 31 年 3 月 26 日／訓令第 4 号／教委教育長訓令第 4 号／)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の社会をめざす那覇市男女共同参画計画に基づき、女性の意見を政策の決定過程に反映させるため、審議会等委員への女性の登用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 行政委員会
- (2) 法律又は条例に基づき設置される附属機関
- (3) 規則、規程、要綱等に基づき設置される委員会等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、各部又は課内に設置される検討会・研究会等

(目標)

第3条 審議会等委員への女性登用に際しては、男女いずれか一方の委員の割合が、40%未満(委員総数が3人の場合は33.3%未満)にならないようにすることを目標とする。

(部局長等の任務)

第4条 次に掲げる者(以下「部局長等」という。)は、所管する審議会等委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるように積極的に女性委員を登用するよう努めるものとする。

- (1) 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に掲げる部の長
- (2) 那覇市選挙管理委員会規程(昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号)第16条の2に規定する事務局長
- (3) 那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)第5条に掲げる部の長
- (4) 那覇市農業委員会事務局設置及び処務規程(昭和48年那覇市農業委員会告示第3号)第2条に規定する事務局長
- (5) 那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)第2条に掲げる部の長
- (6) 那覇市消防局の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条に規定する消防局長
- (7) 那覇市監査委員事務局処務規程(1966年那覇市監査委員訓令第1号)第2条に

規定する事務局長

- (8) 那覇市議会事務局処務規程(昭和49年那覇市議会訓令第1号)第3条に規程する事務局長

(登用の方法)

第5条 部局長等は、次に掲げる方法等により、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)をもって女性委員の登用に取り組むものとする。

- (1) 団体又は関係機関等に委員の推薦を依頼する場合は、その団体の役職に限定せず、その団体に所属する女性の推薦について協力を求めるものとする。
- (2) 学識経験者については、女性人材を把握し、女性の登用に努めるものとする。
- (3) 改選に際しては、他の審議会等との兼任者や長期に及ぶ再任者を極力避け、幅広い女性の登用に努めるものとする。
- (4) 委員の選出基準を見直し、公募制による市民代表枠の設置や選出区分を検討するなど女性の登用に努めるものとする。

(事前調整)

第6条 部局長等は、審議会等の新設に伴う委員の選任又は委員の改選若しくは補充に当たっては、総務部長と女性委員の登用率の目標値の達成に向けて事前調整を行うものとする。

2 総務部長は、必要に応じて女性の人材に関する情報を提供するものとする。

(報告)

第7条 部局長等は、毎年度その所管に属する審議会等委員への女性の登用状況を、指定する期日までに、総務部長に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、要綱に実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成6年7月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年2月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年8月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

○那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱第6条に係る運用方針

この運用方針は、那覇市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成6年7月25日制定）第6条に規定する各部局長等と総務部長との事前調整に関し、その取り扱いを定めたものである。

1 主管部局長等の報告

審議会等を主管する部局長等（以下「主管部局長等」という。）は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、当該各号に定める事由ごとに当該各号に定める期日までに、那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書（第1号様式）により、総務部長に報告するものとする。

- (1) 新たに審議会等が設置されたとき規則、規程及び要綱の制定後1週間以内
- (2) 任期満了による新たな委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき任期満了日の2月前
- (3) 任期途中の辞任による新たな後任委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき辞任届の提出後1週間以内
- (4) 委員定数の増等による新たな委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき委員定数増等の変更決定後1週間以内
- (5) 前各号に定めるもののほか、新たな委員等の委嘱又は任命の必要が生じたとき委員等の委嘱又は任命予定時期の2月前

2 女性人材情報の提供

総務部長は、主管部局長等から女性人材情報の提供を求められたときは、積極的にこれに応ずるものとする。

3 総務部長との調整

総務部長は、上記1の報告を受けたときは、委員の選任について速やかに主管部局長等と調整するものとする。

4 意見書の添付

審議会等の委員の選任について起案する際は、上記3の調整の結果による総務部長の、那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書（第2号様式）の写しを添付するものとする。

5 実施年月日

この運用方針は、平成14年2月12日から実施する。

第1号様式

年 月 日

総務部長様

部長

那覇市審議会等委員の選任予定及び女性登用促進報告書

審議会等の委員を選任する予定があるので、下記のとおり報告します。

区 分	内 容			
審議会等の名称				
根拠法等	☐ 地方自治法 180条の5 ☐ 地方自治法202条の3 ☐ 上記以外の法律又は政令、条例 ☐ 要綱、規程、規則等 ☐ その他 根拠法令等名 ()			
現在の委員数	定 数 人	現行委員総数 人	女性委員数 人	女性委員比率 %
今回選任後 予定委員数	予定委員総数 人	選任後女性委員総数 人	選任後女性委員比率 %	
今回選任後要綱3条 の目標を達成するか	☐ 達成する	☐ 達成しない 今後達成するための方法（できるだけ具体的に）		
今回発令の時期	年 月 日			
次期改選の時期	年 月 日			

担当課

課 担当者

電話

第 2 号様式

年 月 日

様

総 務 部 長

那覇市審議会等委員への女性登用に関する意見書

区 分	内 容			
審議会等の名称				
現在の委員数	定 数 人	現行委員総数 人	女性委員数 人	女性委員比率 %
今回選任後 予定委員数	予定委員総数 人	選任後女性委員総数 人	選任後女性委員比率 %	
今回選任後要綱 3 条の目標を達成し ているか	☐ 達成している		☐ 達成していない	
今回発令の時期	年 月 日			
総務部長所見				

○なは市民協働プラザ条例

平成26年 9 月 30 日

条例第40号

改正 平成26年12月26日 条例第73号

平成28年3月24日 条例第23号

令和元年9月30日 条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第12条)
- 第2章 なは市民活動支援センター(第13条—第26条)
- 第3章 なは産業支援センター(第27条—第35条)
- 第4章 なは女性センター(第36条—第41条)
- 第5章 雑則(第42条)
- 付則

第1章 総則

(設置)

第1条 協働によるまちづくり、産業振興及び男女共同参画の推進を図り、あわせて、第3条各号に掲げる施設が相互に連携することにより地域の活性化に資することを目的として、なは市民協働プラザ(以下「協働プラザ」という。)を設置する。

(位置)

第2条 協働プラザの位置は、那覇市銘苅2丁目3番1号とする。

(施設の構成)

第3条 協働プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) なは市民活動支援センター
- (2) なは産業支援センター
- (3) なは女性センター

(施設の運営)

第4条 協働プラザは、前条各号に掲げる施設について、相互の連携を密にすることにより、効果的かつ効率的に運営するものとする。

(入館の制限等)

第5条 市長又は指定管理者(第23条第1項の規定により市長が指定するものをいう。以下「市長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅

失するおそれがある者

- (3) 管理上必要な指示に従わない者
(遵守事項)

第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、営利を目的とする行為をしないこと(なは産業支援センターにおける行為を除く。)
- (5) 許可を受けないで壁面、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (7) その他市長等の指示すること。

(利用許可の制限)

第7条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、協働プラザの施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成

3 年法律第 77 号) 第 2 条第 1 号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長等が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 市長等は、利用の許可を受けた者(以下この章において「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) その他管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第 9 条 利用者は、協働プラザの施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長等が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 利用者は、協働プラザの施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 11 条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に復するものとする。

(損害賠償等の義務)

第 12 条 協働プラザの施設又は設備を破損し、又は滅失した者は、速やかにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

第 2 章 なは市民活動支援センター(第 13 条—第 26 条)

第 3 章 なは産業支援センター(第 27 条—第 35 条)

省略

第 4 章 なは女性センター

(目的)

第 36 条 なは女性センターは、女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより、女性の地位向上を図るとともに、協働プラザの施設を利用する企業、団体等との連携による地域の活性化に資することを目的とする。

(施設の構成)

第 37 条 なは女性センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 学習室
- (2) 資料室
- (3) 交流室
- (4) 相談室

(事業)

第 38 条 なは女性センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する諸問題についての講座その他の講座等に関する事業
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる施設及び当該施設に付随する設備の提供

- (3) 図書、各種資料等の情報の収集及び提供に関する事業

- (4) 女性に関する諸問題の総合相談に関する事業

- (5) その他第 36 条の目的を達成するため市長が必要と認め事業

(開館時間及び休館日)

第 39 条 なは女性センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から金曜日まで
午前 9 時から午後 9 時まで

- (2) 土曜日
午前 9 時から午後 5 時まで

2 なは女性センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条の休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用者の範囲)

第40条 なは女性センターを利用することができるものは、次のとおりとする。

(1) 本市に住所若しくは勤務場所を有する者又は本市内の学校に在学する者

(2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体

(3) その他市長が適当と認めるもの

(利用許可)

第41条 第37条第1号の学習室を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、第36条の目的に反すると認めるときは、第1項の許可をしない。

第5章 雑則

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定

は、公布の日から施行する。

(なは女性センター条例及び那覇市NPO活動支援センター条例の廃止)

2 なは女性センター条例(平成8年那覇市条例第11号)及び那覇市NPO活動支援センター条例(平成16年那覇市条例第36号)は、廃止する。

(準備行為)

3 第23条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(指定管理者に係る経過措置)

4 第23条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間において、第14条第3号及び第4号に掲げる施設の管理並びに第26条第4号に掲げる業務は、市長が行うものとする。

付 則(平成26年12月26日条例第73号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月24日条例第23号)
この条例は、平成28年6月1日から施行する。

付 則(令和元年9月30日条例第21号抄)
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和2年規則第2号で令和2年3月2日から施行)

○なは女性センター規則

平成26年 9 月 30 日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民協働プラザ条例(平成26年那覇市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し、なは女性センターに係る必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第41条第1項の許可(以下「許可」という。)の申請は、なは女性センター利用許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の初日(その日が休館日である場合は、その直後の休館日でない日。以下同じ。)から受け付けるものとする。ただし、市長は、条例第36条の目的を達成するため特に必要と認めるときは、利用しようとする日の6月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。

(許可の決定)

第3条 許可の決定は、申請順によるものとする。この場合において、申請が同順位の場合は、抽選又は協議によるものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、なは女性センター利用許可書(第2号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用期間)

第4条 許可に係る利用期間は、利用を開始した日から起算して3日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用時間の区分)

第5条 許可に係る利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、利用時間の区分をしないことができる。

(1) 午前の部

午前9時から午前12時まで

(2) 午後の部

午後1時から午後4時30分まで

(3) 夜間の部

午後5時から午後8時30分まで

(許可の変更)

第6条 条例第41条第1項後段の規定による変更の許可の申請は、なは女性センター利用変更許可申請書(第3号様式)に利用許可書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前項の申請に対し許可の決定をしたときは、なは女性センター利用変更許可書(第4号様式)を申請者に交付する。

(利用の取りやめ)

第7条 許可を受けたものが当該許可を受けた施設を利用しないこととなったときは、なは女性センター利用取りやめ届(第5号様式)に利用許可書(前条第2項の許可を受けた場合は、当該変更に係る許可書を含む。)を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(なは女性センター条例施行規則の廃止)

2 なは女性センター条例施行規則(平成8年那覇市規則第29号)は、廃止する。

第1号様式(第2条関係)

なは女性センター利用許可申請書 年 月 日 那覇市長 宛 申請者 住 所 団 体 名 代表者名 担当者名 電話番号 なは女性センターを利用したいので、なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり申請します。		
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 (利用時間の区分) 午前部：午前9時から午前12時まで
午後部：午後1時から午後4時30分まで
夜間部：午後5時から午後8時30分まで

第2号様式(第3条関係)

様 那覇市長 なは女性センター利用許可書 年 月 日付け申請のあった、なは女性センターの利用について、 なは市民協働プラザ条例第41条第1項前段の規定により、次のとおり許可します。	第 号 年 月 日	
利用目的 及び内容		
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用日時 及び利用 施設	年 月 日(曜日) 時 分 ～ 時 分	第1学習室(小) 第2学習室(大) 和室
利用人員	人	
利用備品		

注 なは女性センターを利用するときは、この許可書を提示してください。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援のための庁内ネットワーク会議要領

（設置）

第1条 ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援のため、庁内の関係機関及び関係課が情報を共有し、連携を図りながら支援体制を強化するため、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者支援のための庁内ネットワーク会議（以下、「庁内ネットワーク会議」という。）を設置する。

（会議）

第2条 庁内ネットワーク会議は、庁内関係職員でもって構成する。ただし、必要に応じて関係機関の職員を出席させることができる。

2 庁内ネットワーク会議の開催は、年2回とする。ただし、必要に応じこれを変更することができるものとする。

3 庁内ネットワーク会議の進行は、平和交流・男女参画課担当主幹が行うものとする。

4 庁内ネットワーク会議は、平和交流・男女参画課長が召集する。

（活動内容）

第3条 庁内ネットワーク会議の活動内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 情報交換会を行うこと。
- (2) 研修会を行うこと。
- (3) ケース検討会を行うこと。
- (4) 市民への啓発を行うこと。
- (5) その他

（事務局）

第4条 庁内ネットワーク会議の事務局は、平和交流・男女参画課に置く。

（その他）

第5条 この要領に定めるものの他必要な事項は、庁内ネットワーク会議で協議、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

○那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

平成 28 年 7 月 5 日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、那覇市総合計画及び「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言の理念に基づき、人がその多様な性を生きることが人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた尊重されるべきものであることから、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、パートナーシップ登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又は継続的に共同生活することを約した、戸籍上の性別が同一である2人の者の社会生活関係をいう。

(2) パートナーシップ登録 パートナーシップ登録簿(第1号様式)への登録を希望する2人の者(以下「申請者」という。)の申請について、市長が第5条第1項の規定による登録を行うことをいう。

(3) 共同生活 日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に、相互に協力し合う2人の者の関係をいう。

(申請者の要件)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者であることを要する。

(1) 双方が20歳以上であること。

(2) 住所につき、次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有すること。

イ 一方が市内に住所を有し、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定し

ていること。

(3) 次のいずれにも該当する、一対一の関係にあること。

ア 双方に現に配偶者がいないこと。

イ 双方に現に申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。

(申請の方法)

第4条 申請者は、那覇市パートナーシップ登録申請書(第2号様式。以下「登録申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、市長が指定する場所に申請者の双方が同時に来所して、市長に申請する。

(1) 住民票抄本(個人)

(2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類は、申請者の一方又は双方が外国籍を有する等これを提出できない特別の事情があると認められる場合に限り、市長が認める別の書類をもって代えることができる。

3 申請者は、申請をする日時等について、事前に市と調整するものとする。

(パートナーシップ登録)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請について、申請者がパートナーシップの関係にあると認めるときは、当該関係についてパートナーシップ登録簿への登録を行うものとする。ただし、第3条第2号イ又はウに該当する場合の申請に係る登録については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 第3条第2号イに該当する場合の登録については、市長が認める期間内に、申請者の一方が市内への転入をしたことを証する住民票抄本(個人)の提出がないときに、パートナーシップ登録を削除する。

(2) 第3条第2号ウに該当する場合の登録については、市長が認める期間内に、申請者の双方が市内へ

の転入をしたことを証する住民票抄本(個人)の提出があったときに、パートナーシップ登録を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者のパートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、市長は、パートナーシップ登録を行わない。

(登録証明書の交付等)

第6条 市長は、前条第1項の規定によりパートナーシップ登録を受けた2人の者(以下「登録者」という。)に対し、那覇市パートナーシップ登録証明書(第3号様式。以下「登録証明書」という。)を交付する。

- 2 登録者が、紛失、毀損等の事情により登録証明書の再交付を求めるときは、那覇市パートナーシップ登録証明書等交付申請書(第4号様式。以下「交付申請書」という。)により、市長に申請することができる。

(登録の事実に関する証明)

第7条 登録者が、パートナーシップ登録を受けた、又は削除された事実について証明を求めるときは、交付申請書により、那覇市パートナーシップ登録に関する事実証明書(第5号様式。以下「事実証明書」という。)の交付を受けることができる。

(届出及び返還)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市パートナーシップ登録の事実に関する届(第6号様式)により、市長が指定する場所に登録者の一方又は双方が来所して、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事実に変更があったとき。
 - (2) 登録者のパートナーシップが解消されたとき。
 - (3) 登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき。
 - (4) 登録者の一方が死亡したとき。
- 2 前項第2号又は第3号に基づく届出を行う登録者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを返還しなければならない。ただし、同項

第3号に該当する場合であって、登録者の一方が、転勤、親族の看病その他のやむを得ない事情を理由として一時的に市外への転出をするときには、この限りでない。

(登録の変更、削除等)

第9条 市長は、前条第1項第1号に基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録簿の記載内容を変更する。

- 2 市長は、前条第1項第2号から第4号までに基づく届出を受理したときは、パートナーシップ登録を削除する。ただし、前条第2項ただし書に規定する一時的転出に該当する場合は、この限りでない。
- 3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、パートナーシップ登録を削除することができる。

- (1) 第2条第1号又は第3条各号(同条第1号及び第2号ウを除く。)に定める要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ登録を受けたとき。
- (3) 登録証明書又は事実証明書を不正に利用したとき。

- 4 前項の規定によりパートナーシップ登録を削除された者は、交付された登録証明書及び事実証明書の全てを直ちに市長に返還しなければならない。

(通称名の使用)

第10条 性別違和等市長が特に必要があると認める場合は、パートナーシップ登録における氏名について通称名を用いることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ登録の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

○那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付要綱

平成 29 年 5 月 1 日 総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、あらゆる分野への男女共同参画の推進に不可欠な人材の育成に資する国内外研修(以下「男女共同参画研修」という。)への参加を促進することを目的とし、男女共同参画研修に参加する市内に住所を有する個人に対し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和 52 年那覇市規則第 34 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 沖縄県女性海外セミナー女性の翼派遣事業
- (2) その他市長が必要と認める男女共同参画研修事業

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、5 万円とする。

(補助対象経費及び補助回数)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、前条第 1 項に掲げる事業への参加費用とする。ただし、面接及び事前研修等に要する費用、渡航手続き、旅行保険、懇親会費等、その他個人の負担に属する費用は含まないものとする。

2 補助回数は、同一人に対し 1 回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下、「交付申請者」という。)は、その定める期日までに、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付申請書(第 1 号様式)に事業概要調書(第 2 号様式)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、

補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付決定通知書(第 3 号様式)(以下、「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「交付決定者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受領した日から起算して 14 日以内に那覇市男女共同参画研修参加費補助金取下げ承認申請書(第 4 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。(概算払)

第 7 条 市長は、交付決定者の申請に基づいて、概算払の方法により補助金を交付することができる。

2 交付決定者が概算払を受けようとするときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金概算払請求書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、第 2 条第 1 項に掲げる事業の終了日から起算して 30 日以内に、那覇市男女共同参画研修参加費補助金実績報告書(第 6 号様式)に事業報告書(別紙 2)と市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項にかかる参加費用の領収証等については、交付決定者個人名義、又は交付決定者個人が負担した経緯が確認できるものでなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付額確定通知書(第 7 号様式)により、補助金交

付確定額を交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 10 条 交付決定者は、前条の規定により交付額確定の通知を受けたときは、那覇市男女共同参画研修参加費補助金交付請求書(第 8 号様式)により、市長に対し請求しなければならない。

（補助金の返還）

第 11 条 補助金の交付を受けた者（以下、「補助金受領者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、補助金の一部又は全部を速やかに返還しなければならない。

（1） 交付決定を受けた補助対象事業に参加しなかったとき。

（2） 補助金を目的以外に使用したとき。

（3） 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合、市長は那覇市男女共同参画研修参加費補助金返還命令書（第 9 号様式）に

より補助金の返還を命じなければならない。

（男女共同参画社会の推進）

第 12 条 補助金受領者は、市における男女共同参画社会の推進に寄与する活動を積極的に行うものとする。

（事業効果の検証）

第 13 条 この要綱は、事業効果を検証し、3 年ごとに見直しを図ることとする。

（補則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

○男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法（条文）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会）

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会）

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政

府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充

てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機

関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会
（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

令和２年度
那覇市の男女共同参画事業概要

発行日 2021年9月

発行
那覇市総務部 平和交流・男女参画課
なは女性センター
〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2-3-1
(なは市民協働プラザ 1階)
TEL:098-951-3203 FAX:098-951-3204
MAIL:s-heidan002@city.naha.lg.jp

